

艸-財産権としての植物（1） -

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/17257 |

【論 説】

艸—財産権としての植物(1)

夏 井 高 人

目 次

- 一 はじめに
- 二 動産と不動産の定義
 - 1 有体物と無体物
 - 2 不動産と動産
 - 2. 1 封建制度の下における土地の重要性に関する見解について (以上本号)
 - 2. 2 不動産のほうが動産よりも価値が高いという点について
 - 2. 3 土地は容易に移動しないという点について
 - 3 土地の定着物
- 三 裁判例
- 四 考察
- 五 法の解釈適用上の課題
- 六 まとめ

一 はじめに

艸は、「そう」と読み、草と同義である。この文字を省略形とし、漢字の冠としたものが「くさかんむり (艸、艸)」だとされている⁽¹⁾。一般に、艸は、草本に属する植物であることを示すものであるか、あるいは、植物と関連することを示すものとして用いられる。

文字としての「艸」は、「艸」を 2 つ並べた字形をしている。『康熙字典』によれば、「艸木初生也 象 | 出形 有枝莖也」とあり、「草木が芽生えることである。| が出る形を象り、枝と莖がある」という意味になる。要するに、1 本の草 (a plant) を示す場合には「艸」であり、複数の草または集合名詞としての草 (plants) を示

す場合には「艸」となる。更に「屮」が多数ある場合には「艸」となる。日本では「艸」の略字である「卉」があり、「花卉園芸」などの用語中に含まれて一般に用いられている。

他方、「屮」と同義の文字または異字体と推定される文字の1つとして「屯」がある。本来の語義は不明とされるけれども⁽²⁾、糧秣としての草と深い関係があることは間違いない。古代社会において非常に重要な武器の一種であった軍馬を維持・繁殖するためには、草のない状態は死活問題となる⁽³⁾。日本国において、「屯田」は、稲作をする軍隊式組織（軍屯田）を意味することが多い⁽⁴⁾。しかし、古代の中国大陸において、肉食を主体とする遊牧民族を中核とする軍事組織では稲作が重要性をもたない⁽⁵⁾。したがって、屯田における屯とは、元来、騎馬の餌となる草を意味するものであるか、または、そのような草地进行を独占的・排他的に支配している状態のことを意味し、前者の場合には兵站である草（飼葉）を屯と観念し、後者の場合にはその支配権の及ぶ草地の範囲を屯と観念するのではないかと推定し得る。その意味では、屯は、特定の地理的場所に固定されることなく、必要に応じて設置・改廃・移動させ得るものであったと考えることができる⁽⁶⁾。

ところで、古い時代においては、「艸」、「屮」、「卉」、「屯」が細かく類別・識別されていなかったと推定される。最も古い時代においては、現実に食用や薬用に供していた植物以外の非有用植物は、総称的な名称でくられ、単に艸（草）であり木であったのに違いない。現代の日本においても「雑草」や「雑木」といった俗語が広く用いられている。

艸（草）を正確に理解するという知的な営みの開始時期は相当古い時代に遡ると想像される。しかし、『淮南子』にある神農⁽⁷⁾の伝承、あるいは、『史記』「五帝本紀」にあり華夏族の祖とされる黄帝⁽⁸⁾の伝承等の一部として残る程度であり、必ずしも判然としない⁽⁹⁾。中国において植物の分類を含む地理書や教養書が編纂されたのは、『山海教』と『抱朴子』を嚆矢とする。『山海教』は、春秋戦国時代から秦・漢のころに成立した地理書であり、また、『抱朴子』は中国三国時代の葛洪の著作である⁽¹⁰⁾。そして、体系的な学問としての本草学が本格的に成立したのは後漢～魏晋南北朝時代以降のことと推定されている⁽¹¹⁾。

ところが、本草書ではない中国正史の一書である『三国志・魏志⁽¹²⁾』の「倭人伝」中には様々な植物の記載がある。このことは、日本の『出雲国風土記⁽¹³⁾』及

び『播磨国風土記⁽¹⁴⁾』の中に比較的詳細な植物の記載があることと併せ、格別に注目すべきことである。

『三国志・魏志』「倭人伝」には邪馬台国の記述があり、そこに存在する動物として「獼猴⁽¹⁵⁾」と「黒雉⁽¹⁶⁾」はいるが⁽¹⁷⁾、「牛⁽¹⁸⁾」、「馬⁽¹⁹⁾」、「虎⁽²⁰⁾」、「豹⁽²¹⁾」、「羊⁽²²⁾」及び「鵲⁽²³⁾」はいないとされている。この記述からは、邪馬台国の人々は、犬を用いた狩猟をする人々ではなく、かつ、鹿、豚（猪）、羊⁽²⁴⁾、鶏を食用とする人々ではなかったと推定し得る⁽²⁵⁾。このことは、日本国古代の古墳から犬、鹿、豚、鶏、水禽等の動物を象った形象埴輪が多数出土し⁽²⁶⁾、石馬が置かれ⁽²⁷⁾、墓室内壁画に馬が描かれ⁽²⁸⁾、馬の骨が発掘されている⁽²⁹⁾という事実と対照すると、頗る奇異なことである⁽³⁰⁾。

邪馬台国で栽培されていた植物としては、「稻⁽³¹⁾」と「紵麻⁽³²⁾」があり、また、「生菜⁽³³⁾」を食べていたとある。山の樹木⁽³⁴⁾としては、「柗⁽³⁵⁾」、「杼⁽³⁶⁾」、「豫樟⁽³⁷⁾」、「榲⁽³⁸⁾」、「榲⁽³⁹⁾」、「投⁽⁴⁰⁾」、「榲⁽⁴¹⁾」、「烏號⁽⁴²⁾」及び「楓香⁽⁴³⁾」があり⁽⁴⁴⁾、竹⁽⁴⁵⁾には「篠⁽⁴⁶⁾」、「箠⁽⁴⁷⁾」、「桃支⁽⁴⁸⁾」の3種があるほか、低木⁽⁴⁹⁾として「橘⁽⁵⁰⁾」、「椒⁽⁵¹⁾」があるとされ、そして、野草の類⁽⁵²⁾としては、「薑⁽⁵³⁾」と「藜荷⁽⁵⁴⁾」があると記載がある⁽⁵⁵⁾。

これらの植物は、いずれも山地または丘陵地に生育する植物なので、邪馬台国なる地域は、海浜、低地、川辺⁽⁵⁶⁾、湿地⁽⁵⁷⁾の周辺ではなく、海岸段丘や河岸段丘上の土地を含め丘陵地など比較的標高の高い地域に所在していた⁽⁵⁸⁾と考えることができる⁽⁵⁹⁾。

他方、邪馬台国では、桑で蚕を飼育し⁽⁶⁰⁾、絹織物⁽⁶¹⁾と綿織物を産出するとある。このような織物の起源・由来は不明であるが⁽⁶²⁾、遅くとも中国三国時代の魏の当時には邪馬台国にクワ⁽⁶³⁾とワタ⁽⁶⁴⁾が栽培植物として存在していたことになる⁽⁶⁵⁾。『古事記』、『日本書紀』、『先代旧事本記』、『日本三代実録』、『古語拾遺』等の中には養蚕・農業の伝来⁽⁶⁶⁾や医薬（薬草）の神の渡来に関する記述がある⁽⁶⁷⁾。

なお、『晋書⁽⁶⁸⁾』の「東夷伝・倭人」には、「稻」と「紵麻」の記述はあるが、他の草木に関する記述はない⁽⁶⁹⁾。『梁書⁽⁷⁰⁾』と『南史⁽⁷¹⁾』の「倭国伝」には、植物として「稻」、「紵麻」、「薑」、「桂⁽⁷²⁾」、「橘」、「椒」、「蘇⁽⁷³⁾」の記載があり、動物として「山鼠」と「大蛇」の記述がある⁽⁷⁴⁾。これは、仏教説話に由来するものかもしれない⁽⁷⁵⁾。

ところで、『三国志・魏志』「倭人伝」中に倭国の動植物に関する比較的詳細な記述が存在することの歴史的意味については、様々な解釈が可能である。例えば、①三国時代の魏（曹氏）または晋（司馬氏）を宗主国とする朝貢国として献上させるべき有用な動植物を調べた結果が記載されたとの解釈が可能である一方、他方では、②魏（曹氏）または晋（司馬氏）⁽⁷⁶⁾の軍隊が帯方郡經由で黄海と日本海を渡ってはるばる遠征し、征服・侵略するだけの価値のある国かどうかを評価するために、その産物等を調査した結果を記録したものであるとの解釈も可能と思われる。これらの解釈は、財産権としての艸（植物）というものを考える上でも非常に重要なことである。今後、各方面で慎重な検討がなされてしかるべきである⁽⁷⁷⁾。

今日、農産物や各種工業製品原料としての艸（草）の経済的・社会的価値は失われていないし、その成分の医学・薬学分野や化学製品分野での活用が広範囲に行われている。そのレベルであれば、民法上の動産・不動産という法概念が正常に機能し得る範囲内にある⁽⁷⁸⁾。ところが、更に遺伝子工学等の発達により、分子レベルでの活用・応用が急激に拡大している。そこでは、既に民法上の動産という概念それ自体が全く機能しなくなっている。

以上のように、艸（草）の意義については、特定の状況においてどのような社会的機能・経済的効用を示す標識（符号または符号列）として用いられているのかを明確に認識した上で、それを解釈・理解する必要がある。そして、そのような意味での社会的・経済的機能に着目すると、現代社会においても、艸（草）を民法上の動産または不動産の一種として単純に捉えるだけでは不十分だということを認識・理解することが可能となる。

確かに、民法上の動産と不動産の区別は、法解釈学上では有用性を有するかもしれない。しかし、自然科学（物理学、土壌学、生物学等）の観点からすれば、そもそも動産と不動産を全く異なる物体として識別することはできない。その意味では、民法における動産と不動産の区別は、物理現象という意味での「事実」を示す概念ではなく、法律上の制度（社会制度）の一種であるのに過ぎない。そして、それは、主観的評価または法的レトリックという要素⁽⁷⁹⁾を含むものである。ところが、このことが正しく理解されていないため、艸（草）と関連する様々な法的紛争が発生する場合があると考えられる⁽⁸⁰⁾。

一般に、現代社会においては、理系・文系の区別を含め、従来の学問上のカテゴ

リーの中には、その有用性を既に喪失している部分が決して少なくない。立法者が認識・理解し得た「世界」と今日の我々が認識可能な「世界」とは明らかに異なる。そのような変化が存在することを踏まえた新たな法解釈論の基礎が求められる。客観的な事実を無視した法の解釈・運用は砂上樓閣であり、適法性を無視した自然科学研究は非道である。

加えて、遺伝子工学や人工知能技術等が高度に発達した現代の社会環境においては、植物と関連する法的問題の場合には無論のこと、およそ生物全般と関連する法的課題を検討する場合において、生物と非生物（ロボット、ドローン⁽⁸¹⁾）との関係や生物と非生物とが融合した存在（ハイブリッド）との関係を無視することはできない⁽⁸²⁾。それゆえ、生物、非生物及びそれらの混合の3者全ての上位概念であるサイバネティクス（Cybernetics）という基本概念が学問上の重要性を増すことになる⁽⁸³⁾。

本論文は、以上のような興味関心及び問題意識に基づき、艸（草）について、その情報財としての機能⁽⁸⁴⁾に着目し、自然科学的観点を踏まえ、関連する裁判例等の検討を通じて解決されるべき財産法上の問題点を浮き彫りにすると同時に、今後の検討課題となる法的課題の幾つかを明らかにし、関連諸学の進歩・発展に寄与することを目的とする⁽⁸⁵⁾。

二 動産と不動産の定義

1 有体物と無体物

民法85条は、民法上の「物」の定義について「有体物をいう」と規定している。したがって、民法上の物権や債権等の権利の対象となる財産権としての「物」も有体物に限定される。しかし、民法中に有体物の定義は存在せず、法の解釈・運用に任されている。

梅謙次郎『民法原理總則編卷之一』（和佛法律学校・明法堂、1903）276頁は、旧民法財産編6条1項に「物ニ有體ナル有り無體ナル有り」と規定していたことについて、ローマ法以来、欧州諸国の立法例が有体物と無体物を包含するものとして

「物」の定義を定めていることを示し、「是レ理論上殆ト間然スル所ナキカ如シト雖モ」としつつも、「若シ此理論ヲ貫徹セントスルトキハ實ニ奇妙ナル結果ヲ生シ終ニ説明ニ苦シムニ至ルヘシ」と批判している。

梅謙次郎が立論の根拠とするところは、要するに、「無体物」とは主として権利を指すとの見解に基づき、無体物と有体物とを併せて「物」とすると、権利の上に権利が生ずることになる結果、例えば、「債権の所有権」といった概念を認めざるを得なくなり、物権の概念が曖昧になり、債権と物権との区別ができなくなるということにある⁽⁸⁶⁾。

しかし、このような理解は奇妙である。所有権が発生する物を有体物に限定したければ、民法中で「有体物である不動産と動産にのみ所有権が生ずる」と規定すれば足りるからである。他方で、債権の所有権を認めることについて特段の支障はない。現に、物体ではない觀念に過ぎないものについて、知的所有権または知的財産権（過去においては無体財産権）という法概念を用いてこれに権利を付与することができるということが現代社会における常識の一部になっている⁽⁸⁷⁾。物に無体物を含ませるべきか否かは立法政策すなわち国政上の便宜論の一種に過ぎず、法哲学上の本質論に属しない。梅謙次郎の主張は、ドイツ民法の構成をそのまま踏襲しようとするために無理に理論構築をした結果ではないかと思われる。なお、梅謙次郎は、物理学上の物体における固体・液体・気体の区別を意識していない⁽⁸⁸⁾。

このような理論的薄弱性を有しながらも、梅謙次郎の見解の基本部分は、現在の通説に至るまでそのまま踏襲されてきた。例えば、鳩山秀夫『日本民法總論上巻』（岩波書店、1924）235頁は、ローマ法及びフランス法系の民法では有体物と無体物の両方を含む物の定義を採用するのに対し⁽⁸⁹⁾、ドイツ法系の民法では有体物のみを物としていることを示した上で、梅謙次郎と同様に、有体物だけに限定しなければ債権の所有権を認める結果となり、債権と物権の区別ができなくなって不都合だとの説明をしている。

しかしながら、鳩山秀夫が生きた時代はそれ以前の時代と比較すると幾分かの学問上の進歩を経過した後であるので、有体物の具体的内容の理解にも進歩がある。前掲鳩山秀夫『日本民法總論上巻』235頁は、有体物については、「人間以外ニ存シ、空間ノ一部ヲ占ムルモノヲ謂フ」と定義した上で、「空間ノ一部ヲ占ムル」の意義について、固体だけではなく液体や気体のようなものも有体物に含まれると

し⁽⁹⁰⁾、光、熱、音響のようなものは物ではないと説明している⁽⁹¹⁾。なお、物は有体物に限定されることを理由に、権利、債務、行為、信用、精神的産出物のようなものは物ではないと説明している。我妻 榮『新訂民法總則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965）201頁は、鳩山秀夫の見解をそのまま踏襲している。

いずれにしても、民法学上の通説としては、①民法上の物とは有体物のみを指すこと、そして、②有体物には固体・液体・気体のような異なる状態のものが含まれるが、③光、熱、電波といったようなエネルギー⁽⁹²⁾だけの状態になっている場合を含まないと解すること、以上の3点を踏まえて論を進めることにする⁽⁹³⁾。

2 不動産と動産

民法86条1項は「土地及びその定着物は、不動産とする」と規定し、同条2項は「不動産以外の物は、すべて動産とする」と規定する。物に関する通説の見解を前提とすると、有体物には不動産と動産の2種があることになる。そして、同法86条1項と2項との論理関係から、動産とは全ての有体物の中から不動産に該当する有体物を控除した残余であるという帰結になる。それゆえ、動産と不動産の区別をしようとするのであれば、不動産の概念を確定することが先決問題となる。

そこで、不動産という語の意義について検討すると、前掲梅謙次郎『民法原理』278～279頁は、民法（旧民法）において特に不動産に関する条項を設けた立法理由について、「封建制度ハ土地ト離ルヘカラサルモノニシテ土地ハ實ニ此制度ノ基礎タリシト同時ニ純然タル土地所有權ハ君主ノミ之ヲ有シ土地ノ存スル所即チ權力ノ存スル所ナリシカ故ニ土地ハ一般ニ重キヲ置カレ遂ニ不動産ヲ重シ動産ヲ輕スルノ風習ヲ生シ」、「故ニ往時ニ在リテハ動産、不動産ノ區別ハ極メテ重要ナリシコト論ヲ俟タス」としつつも、「夫レ世ノ開明ト共ニ動産ノ効用大ニ増加シ其價格モ亦隨テ貴キニ至リト雖モ今各箇ノ物ニ付キ其價ヲ論スレハ一箇ノ不動産ハ一箇ノ動産ヨリ高價ナルヲ常トシ不動産ハ概シテ動産ヨリモ貴シト云フコトヲ得ヘシ」、「故ニ此點ヨリ觀ルモ多少其間ニ差異ヲ設クルヲ以テ穩當トセサルコトヲ得ス」、「不動産ハ必ス一定ノ所在ヲ有シ決シテ移動スルコトナシト雖モ動産ハ移動極メテ容易ニシテ其所在常ニ不確定ナルカ故ニ到底同一ノ規定ヲ以テ兩者ヲ支配スルコト能ハサルコト是ナリ」、「然リ而シテ自然ノ性質ニ基キ動ク物ト動カサル物トヲ區別セハ自カラ動クコトナク又他力ヲ以テ動カスコトヲ得サル物ハ唯土地ノミ

ナリ（地球ノ回轉ヲ理由トシテ土地ヲ動く物ナリト云フコト勿レ此ノ如キハ素ヨリ法律上ノ問題ニアラス）」と説明している。

前掲鳩山秀夫『日本民法總論上巻』251～252頁は、立法理由に関する梅謙次郎の見解をほぼ踏襲し、「之ヲ區別スル理由ニアリ。其一ハ其社會上、經濟上ノ價値ニ差異アルコト是ナリ。封建時代ニ於テ土地ハ宗家ノ世襲財産トシテ特ニ重要ナル社會的價値ヲ有シ法律上特殊ノ待遇ヲ必要トシタルコト言フ俟タズ。封建制度廢止後ニ於テ此社會的價値ハ多少減少シタルモ尙生活ノ根據トシテ重要ナル地位ヲ占ムルノミナラズ、經濟的價値ニ於テモ尙多數ノ動産ニ比シテハ優越ノ地位ヲ有ス」とし、また、「其二ハ不動産ノ性質ニ基ツク理由ナリ。不動産ハ全ク又ハ容易ニ其位置ヲ變更スルコトヲ得ズ」としている。

前掲我妻 榮『新訂民法總則（民法講義Ⅰ）』210頁は、鳩山秀夫の説明とほぼ同旨の見解を示しこれを踏襲した上で、「しかし、以上の理由は、時代とともに推移を免れない」、「現在の法制においては、むしろ公示の方法を異にする点に、両者を区別する重点を置かなければならない」と述べている。この公示方法の相違を重視すべしとの指摘は、それ自体としては正しいと考える⁽⁹⁴⁾。

以下、我妻 榮『新訂民法總則（民法講義Ⅰ）』が述べる公示方法の相違という点を除き、それ以外の諸点（通説における論拠）について、私見を述べる。

2. 1 封建制度の下における土地の重要性に関する見解について

現在の日本国は、日本国憲法が定めるとおり、民主主義（日本国憲法 1 条、15 条）と平等主義（11 条～14 条）を基礎とする国家である。君主や貴族階級のみが権利能力や財産の保有能力を有することを前提とする社会体制は廃止された。現行の憲法秩序の下においては、全ての国民が主権者である。

しかし、国家主権の物理的範囲である領土・領海・領空の範囲という問題を考える限り、主権が君主や貴族階級等に限定されているか国民全員の所有するものであるかの区別はほとんど意味がない。この問題に関する限り、主権国家が現実に実効支配している物理的空間が領土・領海・領空であり、国家の権力の及ぶ範囲がその物理的領域内に限定されるのを原則とする。国家としての権力・支配の及ぶ範囲という点では、封建制度と民主制との相違は何らの影響も及ぼさないのである。この

ことは、政治学上の封建制度を基礎とする国家ではなくても、特定の独裁者や独裁政党的に権力が集中している国家について考えてみれば容易に理解することができる。

更に遡って考えてみると、そもそも「封建」の概念それ自体が一定していない。①古代中国の周における封建⁽⁹⁵⁾、②日本国の中世武家社会における封建⁽⁹⁶⁾、そして、③欧州の王侯貴族による封建⁽⁹⁷⁾とでは、いずれも統治手法の一種であるという点では一致しているが、歴史的背景や政治的・経済的機能に相違点が多く、これらを一律に同一の性質を有するものとして論ずることができない。

とりわけ、梅謙次郎が例としてあげている「君主」を主権者とする国家制度が果たして封建制という概念枠組だけで完全に説明し切れるものであるのかどうかについては、疑問がかなりある。このことは、中国の古代王朝における支配の構造を検討してみると明らかである⁽⁹⁸⁾。無論、中国の各王朝によって行政機構や法制度には大きな相違が存在し、これらを一律に同質のものとして皇帝政という概念枠組で論ずることはできない。余りに単純化された封建制度論や政治的進化論的な考え方は、むしろ危険である⁽⁹⁹⁾。

加えて、農業を基本とする社会では、君主や貴族等が物理的に土地を支配していても、その土地を耕作する民が存在せず民が栽培する艸(草)も存在しない場合には、その君主や貴族等は何も得ることができない⁽¹⁰⁰⁾。それゆえ、民が存在しない場合には、権力を観念することそれ自体が無意味である。君主といえども人間ではない土地に対して権力を行使することはできない⁽¹⁰¹⁾。これに対し、土地だけが存在するのではなく、土地を耕作する民及びその民が栽培する艸(草)が存在する場合、権力者による支配の対象としての土地という概念は、艸(草)及び人(民)を包含するものであり、直接的には人(民)に土地を耕作させ収穫物である艸(草)を献上させるという方式による統治作用が存在したのであり、そこでは、土地、人(民)及び艸(草)が集合的な財産権の一部をなすものとして包括的に使用・収益・処分の対象とされていたと考えることができる⁽¹⁰²⁾。この場合、人(民)は、権利行使の客体なのであって、権利主体ではない。

他方、狩猟を基本とする社会においては、資源としての野生動物に対する資源管理が問題の本質であり、資源としての野生動物が存在しないのであればそもそも権力を観念することが無意味となるが、資源としての野生動物が存在する場合でも誰

もその使用・収益・処分を妨げることがない状況では、権力を観念する必要性が全くない。ここでもまた、資源の分配に与る人々の間での問題として権力というものを理解すべきである。それは、物体としての土地に関する権力ではあっても土地に対する権利ではない。

更に、情報財を主体とするバーチャル領土のようなものを想定する場合でも同じである。単に情報財が存在するというだけでは権力を観念する必要は全くなく、資源の管理・分配に関与する人々の中の紛争として解決されるべき課題であることを認識すべきである⁽¹⁰³⁾。知的財産権の場合でも全く同じである。情報財は、物体ではないので、その価値は主観的なものに過ぎない。ただ、情報財や知的財産権の場合、収益のプロセスという社会的・経済的機能に着目するときは、農業を主体とする国家における屯田や荘園からの収穫物の貢納に近似または類似する形態を示すものとして収益というものを考察し得る。

これらの諸点については特に留意すべきである。

(続く)⁽¹⁰⁴⁾

注

- (1) 足利健亮『地図から読む歴史』（講談社学術文庫、2012）242～245頁は、「日下（くさか）」などの「日」を「くさ」と読む語源の仮説として、「草」から冠である「艸」と脚である「十」を消去した略字ではないかとの見解を示している。日本国古来の神名や地名には「日」の字を含むものがある。そもそも本邦の国名「日本」は「日」を含むものである（「下」を「本」の略字と解すると、「日下」と「日本」は同一ということにもなる。）。地名では、「日下山」は「草香山」と同一とされる（万葉集の草香山の解釈については、藤森朋夫「萬葉集「草香山歌」攷」東京女子大學論集3巻3号135～144頁がある。）。人名では、「日下部（くさかべ）」は、「草壁」等と同一と思われる。大草香皇子（大日下王）及び草香幡梭姫皇女（若日下部命）も同様である（大日下王については、森浩一『敗者の古代史』（中経出版、2013）134～147頁が参考になる。）。ただし、これらの解釈はいずれも仮説の部分を含み、仮説を史実の実証または論証であるとすることはできない（単純な比較が多く危険を伴うことは、壱岐一郎『「日本書紀」のメディア定着批判—6世紀の中国記録「扶桑国」をめぐる—』沖繩大学人文学部紀要1号19～28頁が指摘するとおりである。以下、同じ。）。
- (2) 『康熙字典』には、「屯」の字義について、「難也 象艸木之初生 屯然而難 从中貫一 地也 尾曲」とある。
- (3) 中丸明『ハプスブルク一千年』（新潮文庫、2001）
- (4) 日本国の古代史の文脈における「屯田（軍屯田）」の意義・解釈については、夏井高人「比布利也未比（日震病）の薬方（上）」らん・ゆり（東京山草会ラン・ユリ部会ニュース）439号6～53頁で詳論した。
- (5) 米穀を主食とする民族居住地に対する征服・支配の場合には被征服民の生存・繁殖のため

に稲作や雑穀栽培が重要となる。従軍する将兵の中に稲作農耕をする種族が含まれる場合には稲作や雑穀栽培が必要になる。また、豆類や穀類は飼料としても重要なので、騎馬を主体とする軍隊は豆類や穀類の種子を駐屯地に播種して栽培した可能性がある。この場合、屯田の「屯」は、草または草地を示し、「田」は、稲作用の田に限定されない。『康熙字典』によれば、「田」とは「陳也」とあるので、単に方形の区切りのある土地であることを意味し、その区切りは、稲作用の田であることもあるが、(稲作のできない中国大陸北部～東北部では)穀類栽培の場所や放牧のための草地区画だったはずである。軍駐屯地では各部隊に割り当てられた草地区画をも意味し得る。草地が割り当てられれば、牛、豚、羊、鶏などの家畜を放牧することが可能となる(中国湖南省長沙にある馬王堆漢墓の発掘品の分析結果等から、漢代の貴族が牛、羊、豚、犬、鹿、兎、猿、雉、鳩、鴨、雁、鶏、鶴、雀、鯉、鯽、鮒などを動物性蛋白源としていたことが判明している。この点については、林巳奈夫「長沙馬王堆一号墓副葬の食物」東京国立博物館研究誌 280号 4～10頁、松崎つね子「『睡虎地秦簡』に見る秦の馬牛管理—『龍崗秦簡』・馬王堆一号漢墓『副葬品目録』もあわせて」明治大学人文科学研究所紀要 47冊 19～35頁がある。)。なお、前漢・後漢～魏晉南北朝の時代における騎馬軍の役割の様子については、蘇哲『魏晉南北朝壁画墓の研究』(白帝社、2007)、内蒙古自治区文物考古研究所編『和林格爾漢墓壁画』(文物出版社、2007再版)、練春海『漢代車馬形像研究—以御札為中心』(広西師範大学出版社、2011)、楊泓・李力『中国古兵二十講』(生活・読書・新知三聯書店、2013)、稲畑耕一郎監修『図説中国文明史5 融合する文明』(創元社、2005)が参考になる。

- (6) このように理解すると、例えば、『漢書』に出現する「屯」の理解が容易となる。例えば、「趙充國辛慶忌傳第三十九」には、「昭帝時 武都氐人反 充國以大將軍 護軍都尉將兵擊定之 遷中郎將 將屯上穀」、「還為水衡都尉 擊匈奴 獲西祁王 擢為後將軍 兼水衡如故」(中略)「其秋 充國病 上賜書曰 制詔後將軍 聞苦腳脛 寒泄 將軍年老加疾 一朝之變不可諱 朕甚憂之」、「今詔破羌將軍詣屯所 為將軍副 急因天時大利 吏士銳氣 以十二月擊先零羌」、「即疾劇 留屯毋行 獨遣破羌 彊弩將軍」、「時 羌降者萬餘人矣」、「充國度其必壞 欲罷騎兵屯田」(中略)「充國奏每上 輒下公卿議臣」、「初是充國計者什三 中什五 最後什八」、「有詔詰前言不便者 皆頓首服」、「丞相魏相曰 臣愚不習兵事利害 後將軍數畫軍冊 其言常是 臣任其計可必用也」、「上於是報充國曰 皇帝問後將軍 上書言羌虜可勝之道 今聽將軍 將軍計善」、「其上留屯田及當罷者人馬數」、「將軍強食 慎兵事 自愛」、「上以破羌 彊弩將軍數言當擊 又用充國屯田處離散 恐虜犯之 於是兩從其計 詔兩將軍與中郎將印出擊」、「彊弩出 降四千餘人 破羌斬首二千級 中郎將印斬首降者亦二千餘級 而充國所降復得五千餘人」、「詔罷兵 獨充國留屯田」等とある(下線は筆者)。
- (7) 『神農本草經』にその名を残している。なお、艸山元政(菅原元政・石井元政)『艸山集』巻九日之巻讀「神農」には「藥能活人藥能殺人 自從牛首始嘗艸添得一般生死新」とある。
- (8) 『黃帝內經』にその名を残している。現存するのは、『鍼經』と『素問』の部分のみとされる。
- (9) 傳 維康・呉 鴻洲編(川井正久・川合重孝・山本恒久訳)『中国医学の歴史(第2版)』(東洋学術出版社、2000) 30～34頁
- (10) 日本語訳として、本田 濟・沢田瑞穂・高間三良訳『抱朴子 列仙伝・神仙伝 山海教』(平凡社、1973)がある。同書には、魏晉南北朝時代の晋の学者である郭璞による序の翻訳(高馬三良訳)も含まれている。『抱朴子』の成立に関しては同書 547～558頁に、『山海教』の成立に関しては同書 571～577頁にそれぞれ詳細な解説がある。ただし、動植物の同定については疑問のあるものが散見されるので、注意を要する。

- (11) 前掲『中国医学の歴史(第2版)』110～115頁、165～179頁、262～266頁、山田慶兒編『東アジアの本草と博物学の世界(上)』(思文閣出版、1995)3～42頁
- (12) 『三国志』は、晋(西晋)の陳寿が『魏略』等の伝来書を参照しながら編纂した(西暦280年ころ成立・全65巻)。従って、『三国志』中にある動植物の名は、西晋当時以前に存在した知識に依拠するものである。『魏略』は現在では散逸し、『翰苑』等の中にその逸文がある。大宰府天満宮には『翰苑』「蕃夷部」の写本(国宝)が伝存する(竹内理三校訂・解説『翰苑』(吉川弘文館、1977))。また、滋野貞主『秘府略』巻八百六十四「百穀類」には黍と粟に関する『翰苑』の逸文があり、同書巻八百六十八「布帛部」には綿に関する逸文がある。結局、日本に残存する『翰苑』の逸文は、倭国を含む東夷の歴史に関する部分と植物(黍・粟・綿)に関する部分のみである。これらは、天孫降臨前の日本国の状況を示す重要な史料として古代から伝承されてきた可能性がある。西晋は、秦始皇元年(西暦265年)に成立し、建興4年(西暦316年)に滅んだ。西晋滅亡後、建武元年(西暦317年)、司馬睿(司馬卞の曾孫・夏侯淵の玄孫)が三国時代の呉に相当する地域に晋(東晋)を建国した。東晋は、元熙2年(西暦420年)、恭帝・司馬徳文が宋に禅譲して滅亡した。司馬徳文は、仏教徒だったとされる。『晋書』には、倭王讃は晋(東晋)の皇帝に使者を送ったとある(西暦413年)。『宋書』によれば、倭王讃が宋(劉宋)の皇帝に使者を送り(西暦421年、425年、430年?)、倭王珍が使者を送って「安東將軍倭国王」に叙爵され(西暦438年)、倭王済が使者を送って「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東大將軍」に叙爵され、(西暦443年、451年、460年?)、倭王興が使者を送って「安東將軍倭国王」に叙爵され(西暦462年、477年)、倭王武が使者を送って「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東大將軍倭王」に叙爵されている(西暦478年)。宋の滅亡後、『南齊書』によれば、倭王武は、南齊の皇帝から「鎮東大將軍」を叙爵された(西暦479年)。また、『梁書』によれば、倭王武は、梁の皇帝から「征東大將軍」を叙爵された(西暦502年)。倭王の爵位が変化しているのは、宋・南齊・梁の興廃と関連するものかもしれないし、倭王が現実支配した領土範囲が増減したからかもしれない(倭王珍の願いにより宋の皇帝から叙爵された倭隋が倭王珍の副王として朝鮮半島を統治し、以後、支配の範囲を拡大したとも考えられる。史実として、そのころ、朝鮮半島及びその周辺において倭国軍が高句麗軍と交戦している)。倭王武については雄略天皇をあてるのが一般的な見解である。ただし、倭王が1系統だけ存在し王位を直列的に継承していたのではなく、複数の倭王が併存していたという考え方もある。また、『古事記』と『日本書紀』にある天皇の実在と真の在位期間を確定しないまま倭の五王と天皇名とを単純比較することが危険であることは言うまでもない。
- (13) 夏井高人「延喜式(土御門本)にみえる石斛の産地」やまぐさ63号80～89頁では、『出雲国風土記』にある植物の記録についても検討を加えた。『出雲国風土記』に記録されている植物は多種類に及び、当時の植生や気候等を推測する上でも極めて貴重な資料となっている。
- (14) 夏井高人「播磨風土記にみえる石灰の解釈」同誌433号9～16頁で若干の検討を加えた。
- (15) アカゲザル(*Macaca mulatta*)とする見解もあるが、ニホンザル(*Macaca fuscata*)であろうと思われる。その外部的形質は比較的良好に似ている。ちなみに、『群書類聚』巻第九十六・公事部十八「御讓位部類記・官槐記」の「承元四年十一月廿五日」には「其跡如獼猴云々」とあり、日本国内でも「獼猴」という語が知られていたことを認識することができる。日本国内にアカゲザルが存在しなかったと推定されるので、おそらくニホンザルのことを指すものと思われる。

- (16) 通説は、キジ (*Phasianus versicolor*) とする。しかし、日本国内に黒いキジは存在しない。コウライキジ (*Phasianus colchicus*) 及びヤマドリ (*Syrmaticus soemmerringii*) にも黒色のものはない。キジ科の鳥類で黒い羽色をしており、邪馬台国当時の日本国内に存在した可能性のあるものとしてはミカドキジ (*Syrmaticus mikado*)、ミミキジ (*Crossoptilon mantchuricum*)、アオミミキジ (*Crossoptilon auritum*) をあげることができる。ミカドキジは、現在では台湾の山地に棲息する。ミミキジは、中国北部～東北部に棲息する。アオミミキジは、主として四川省等の中国南西部山地に棲息する。しかし、古代の日本にはミカドキジやミミキジが存在していたが、狩猟等により絶滅したという可能性は否定されない。これは、既に自生絶滅となったトキ (*Nipponia nippon*) と同じである (現在の日本国内で飼育されているトキは中国産の繁殖個体)。なお、中国産の雉の類に関しては、李 湘濤『中国雉鷄』(中国林業出版社、2004) が参考になる。
- (17) 「倭人伝」の記述だけで断定することには多くの危険を伴う。しかし、その記述が正確なものだと仮定すると、豚 (猪) の記載がないことには注目すべきである。イノシシ (*Sus scrofa*) 及びその亜種) とブタ (家畜化されたイノシシ) との人工交配または自然交雑が古代に発生した可能性があるからである。縄文時代における古代人のシカやイノシシの利用と弥生時代～古墳時代におけるイノシシ (ブタ) の利用との間に質的な相違があることを指摘する見解として、西本豊弘『人と動物の日本史 1 動物の考古学』(吉川弘文館、2008) 215～225 頁がある。邪馬台国の時代からはかなり後代 (18 世紀) の事跡となるが、永青文庫所蔵「下野仮屏風」には、細川家によるシカとイノシシの狩猟の様子がいきいきと描かれている (飯沼賢司編『阿蘇下野史料集』(思文閣、2012) 口絵写真)。なお、イノシシ (亜種を含む) の遺伝子解析に関しては田中和明「研究科分 家畜とその野生種との比較遺伝解析 (平成 19 年度麻布大学公的研究助成金事業研究成果報告)」麻布大学雑誌 17・18 巻 138～144 頁 (2008)、高橋遼平・石黒直隆・姉崎智子・本郷一美「群馬県に生息するニホンイノシシの DNA 解析」群馬県立自然史博物館研究報告 15 号 129～136 頁 (2011) 等がある。
- (18) 今城塚古墳 (大阪府高槻市郡家新町) から出土した大量の埴輪の中には、馬、犬、水鳥のほか、牛も含まれている。今城塚古墳が造営されたのは紀元後 6 世紀ころと推定されており、その被葬者については継体天皇であるとする見解が有力である (高槻市教育委員会編『継体天皇と今城塚古墳』(吉川弘文館、1997))。牛が日本国内に渡来した年代は不明だが、例えば、長屋王館跡遺跡から出土した和銅 5 年～靈龜 2 年 (西暦 712～716 年) ころとみられる木簡の文字解読により、当時、近江地域には牛乳を煮詰めて蘇をつくる人々が存在したことが実証されており、また、平城宮二条大路遺跡から出土した天平 7 年 (西暦 734 年) ころとみられる木簡により、武蔵国、上総国、参河国、美濃国から蘇の献上があった事実が実証されるので、遅くとも和銅の時代のころには、東国において広く牛の牧畜が行われていたと推定される。そして、朝廷において蘇に関する祭礼等を掌握していたのは和葉使主氏である。知聡とその子である善那を祖とする (知聡は、呉からの帰化人とされ、『新撰姓氏録』の第三帙には「諸蕃」として「出自呉国主照淵孫智聡也」との記載がある。欽明天皇の代に帰化し、推古天皇の生年が欽明天皇 15 年とあることを前提にすると、西暦 570 年ころに渡来したことになる。当時の実質的権力者は蘇我稲目と推定され、当時の中国北朝は北斉、南朝は陳になる)。知聡と善那は牛乳を発酵させてつくる酥の技術をもたらしたけれどもその製造方法が複雑であるため、蘇だけが残ったようである (平田昌弘「ユーラシア大陸の乳加工技術と乳製品: 第 12 回 古代東アジア: 『齊民要術』を基にした乳製品の復元」*New Food Industry* 53 卷

12号84～97頁、齋藤瑠美子・勝田啓子「日本古代における乳製品酪・酥・醍醐等に関する文献的考察」日本家政学会誌 39 卷 1号がある。)。いずれにしても、この時代には牛馬の放牧地のため広大な牧草地が必要になっていたことは確実と思われる。軍船建造や建物の建築のために森林伐採が同時に広範囲で行われたとも推定できるので、その跡地利用であったかもしれない(木材資源の枯渇や牧草地としての裸地の増加による自然災害の多発という事実と直面し、杉や檜の植林が推進・奨励された結果、素戔鳴尊と五十猛神よる植林神話が形成された可能性がある。杉柁別命神社(静岡県賀茂郡河津町田中)は来宮神社とも呼ばれ、杉柁別命を祭神として祀っている。素戔鳴神の別名であろう。)。なお、知聡は、伎楽を伝来させた者としても知られる。伎楽は、西アジア起源の芸の一種とみられる。

- (19) 『晋書』「東夷伝・倭人」にも牛馬は存在しないとの記載がある。しかし、古代の古墳からは馬具の現物が多数出土している。例えば、豊橋市美術館・飯田市美術館編『黄金の世紀 馬越長火塚古墳とその時代』(中日新聞社、2011)、諫早直人「日本列島初期の轡の技術と系譜」考古学研究 56 卷 4号 56～76頁、鈴木一有「東海の馬具出土古墳にみる地域社会」古代武器研究 7号 29～38頁、宮代栄一「馬具―埴輪の馬装と現実の馬装」季刊考古学 79号 66～69頁(埴輪の馬装に顕著な偏りがあることを指摘している。)、清水竜太・風間栄一「長野市浅川端遺跡出土の馬形帯鉤」考古学雑誌 89 卷 2号 76～87頁、入江文敏・伊藤雅文編『季刊考古学別冊 19 若狭と越の古墳時代』(雄山閣、2013)、九州国立博物館『馬―アジアを駆けた二千年』(2010)が詳しい。そして、『日本書紀』卷十九によれば、欽明天皇 14年、良馬 2頭を百済に賜ったとあるから、良馬を選抜可能なまでに相当数の馬が存在したことになる(なお、百済には良馬がいないというのは奇妙なことである。))。
- (20) トラ (*Panthera tigris*) は、DNAの相違により細かく分類されている。中国東北部～北朝鮮～黒竜江付近には亜種であるベンガルトラ (*Panthera tigris altaica*) が棲息している。中国南部～インドシナ半島には、別の亜種であるアモイトラ (*Panthera tigris amoyensis*) が存在していたが絶滅したと考えられている。他に同地域にはインドシナトラ (*Panthera tigris corbetti*) が棲息しているが、その個体数を急激に減少させている。
- (21) ヒョウ (*Panthera pardus*) は、DNAの相違等により細かく分類されている。東アジア地域に棲息するのは、亜種であるキタシナヒョウ (*Panthera pardus japonensis*) 及びアムールヒョウ (*Panthera pardus orientalis*) である。
- (22) 太安万侶の邸宅跡付近(平城京左京四条四坊)から羊形硯が出土している。しかし、この羊形硯は渡来品であるかもしれない。『日本書紀』卷第二十二「豊御食炊屋姫天皇」には推古天皇 7年(西暦 599年)秋 9月、百済が駱駝 1匹、驢 1匹、羊 2頭、白雉 1雙を献上したとある。この羊は、繁殖できずに絶えたと推定される。この時点では既に隋が成立しており、隋から下賜された動物の可能性もある。次いで、推古天皇 22年(西暦 614年)夏 5月、葉狩と称して鹿の角を刈り取ったとされる(『神農本草經』には「鹿茸」とある。「鹿茸」はマンシュウジカ (*Cervus nippon mantchuricus*) の柔らかい幼角を用いる。『新修本草』には「七月採」とある。現在の春日大社の角切行事は毎年 10月に举行され、硬くなった角を切り取る。なお、大形徹「鹿の角がもつ再生観念について―スキタイ、戦国楚墓、馬王堆漢墓をつなぐもの」人文学論集 31集 59～89頁がある。)。この年は、隋の煬帝(第 2代皇帝)が第 3次高句麗遠征を実行して失敗した年にあたる。加えて、推古天皇 26年(西暦 618年)秋 8月、高麗(高句麗)の使者が来訪し、駱駝 1匹を献上したとある。この年は、煬帝が死亡した年に該当する。推古天皇の諡は豊御食炊

屋姫(豊御食炊屋比売命)なのだが、この諡は、饒速日命の妻である御炊屋姫(長髓彦の妹)と同一である。『古事記』は、推古天皇で終わっており、「御陵在大野岡上。後遷科長大陵也(大野岡に墓がある。後に科長の大陵に移った)」と結んでいる。科長は大府南河内郡太子町山田に相当し、山田高塚古墳をその陵墓とする見解が多い。大野岡に一時埋葬した墓については、植山古墳(奈良県橿原市五条野町植山)と比定する見解が多い。山田高塚古墳には推古天皇と一緒に竹田皇子が合葬されていると考えられている。総じて、推古天皇以前の時代においては、軍事上・政治上の権力を実質的に握る大王や大豪族連合と国家統合の象徴である天皇とが分離していた可能性が高い(『三国志・魏志』「倭人伝」等が伝えるように、女王(斎王)をたて尊重するという国家経営上の建前を樹立することにより、大豪族間の武力闘争を抑止し鎮静化させてきたのであろう)。このような状況は、現行の日本国憲法に基づく国家体制(象徴天皇制)と類似するものと考えられることもできる。他方、中国大陸では、秦～前漢時代の墳墓等でヒツジ(羊)の存在を示す遺物が多数発見されている(小笠原好彦「日本の古墳に配列された形象埴輪と中国の明器と俑」日本古代学6号31～53頁が詳しい)。大乘仏典である『大智度論』卷三には、「是僧四種 有差僧 無差僧 啞羊僧 實僧」、「云何名啞羊僧 雖不破戒 鈍根無慧 不別好醜 不知輕重 不知有罪無罪 若有僧事 二人共諍 不能斷決 默然無言 譬如白羊乃至人殺不能作聲 是名啞羊僧」とある。南方熊楠『十二支考』の「羊に関する民俗と伝説」は、啞羊とは西欧星座のアリエスの漢訳である白羊宮と同じで、白羊のことだと述べている。人に食べられるために殺される時でも鳴き声をたてることがないという『大智度論』の説を人間にあてはめると、奴婢のように一方的に搾取されるだけの立場の人々という趣旨になりかねない。

- (23) カササギ(*Pica pica*)と解するのが一般的である。朝鮮半島にはカササギが多く、現在でも韓国のソウル周辺などで普通にみられる。日本国内では、朝鮮半島に近い九州北部などに棲息している例があるが、帰化種であると推定される。カササギと関連する神社としては鶴森宮(大阪府大阪市中央区森之宮中央)があり、用明天皇・穴穂部間人皇后・聖徳太子を祭神として祀っている。『日本書紀』卷二十二には、推古天皇6年(西暦598年)、難波吉士磐金が新羅から来朝し、鶴2雙(2つがいの鶴との意味か?)を献上したので、難波の杜で飼育したところ子を産んだとある。この記述は、歴史上のある出来事を反映するものと思われる。すなわち、何処かの国の王族の子孫が夫婦で日本国に渡来し、子をもうけて定住したという古い事跡を示すもので、それを推古天皇6年の事跡として仮託して記録したものではなからうか。難波の杜が鶴森宮を指すと解することについては、異論がなさそうである。ちなみに、中国では、カササギが不吉な鳥(凶兆)として扱われているらしい。『五雜俎』卷九物部一に「鶴の祟り」の説話があり、『搜神記』卷六には「烏と鶴」の説話があるが、いずれも鶴は凶兆となっている。なお、この時期に新羅国において軍事クーデターのような重大な政変があり、倭国や朝鮮半島の倭族に対する敵対政策を採用することとなったことから、倭国と親しい関係を有する従前の支配豪族または王族がその一族と共に逃亡して倭国に逃れたという史実が隠されているかもしれない。当時、朝鮮半島内の諸国(諸郡)においては、隋帝国の建国・中国統一により深刻な政治的動揺が発生していたと推定され、現実に百濟国と高句麗国は亡びた。神宮皇后の事跡とされているものの中には、推古天皇の時期に起きた国際政治上の事件が仮託されて記録されている例が決して少なくないものと推定される。
- (24) 「羊」を含む古い人名として、多胡羊太夫がある。七興山古墳(藤岡市上落合七興)は羊太夫の7人の妻が自害した地との伝承がある。この古墳は東日本最大の前方後円墳であり、その頂上には五百羅漢の像がある。羊と関連する神社としては、羊神社(名古屋市

北区辻町)があり、火之具土神を祭神として祀っている(所在地である辻町との地名は、山田郡羊神社の羊が「火辻」に転じ、更に火を嫌って消去して「辻」となったものとされている。宝賀寿男・蒲池明宏『豊臣秀吉の系図学—近江、鉄、渡来人をめぐって』(桃山堂、2014)は、渡来した製鉄工人集団の中心地として、美濃の金生山(岐阜県大垣市赤坂)、越前国二ノ宮・劔神社(福井県丹生郡越前町織田金栄山)に着目している。日本神話と中国神話との関連については、廣畑輔雄『記紀神話の研究—その成立における中国思想の役割』(風間書房、1977)、鐵井慶紀「ヒルコ神話・ヒノカグツチ神話と中國」日本中國學會報 25 集 175~188 頁が参考になる。)。羊神社は、羊太夫が建立したものと伝承がある。羊太夫ゆかりの群馬県旧多胡郡には辛科神社(群馬県高崎市吉井町神保・旧名は群馬県多野郡吉井町大字神保)があり、速須佐之男命(素戔鳴神)と五十猛命(イソタケルノミコト)を祭神として祀っている。境内には多胡碑なる石碑がある(土生田純之・高崎編『多胡碑が語る古代日本人と渡来人』(吉川弘文館、2012)が詳しい。)。羊太夫は、和銅年間に武蔵国秩父で銅を発見して朝廷に献上したことで有名で、辛科神社の創建が和銅 4 年(西暦 711 年)との社伝があることから、名古屋市北区辻町にある羊神社もそのころのものとして推定される。何やら後代の金売吉次(吉次信高)を彷彿とさせ、百済王敬福の事跡とも重なる部分がある。「羊」との名の由来は不明だが、『五雜俎』巻九物部一「神羊」には、「神羊なるものは、正邪の判断を正しく行うことのできる神獣の一種」とあり、思金神(思兼神・八意思兼神)が知識の神とされているところと内容的に一致する。他方、羊が五行説と関連するものと仮定した場合、五行説では、羊は「火」に該当するので、実は牧畜に関連する者というよりも鉱業に従事する者だということになる。仮にそうだとすると、和銅の時代に銅を発見して献上したのも当然のこととなる。また、五行説では、「火」は「土」の次に来る。五行説の「火」に対応する色は「赤」であり、「土」に対応する色は「黄」である。そして、五行説では曹操の魏や司馬氏の晋が「土」に該当するので、その前の時代(漢代)に渡来した人々の子孫という意味かもしれない。秦族は、漢以前の秦の末裔と自称している(五行説では、「土」の次に「金」が来る。史料上明確ではないが、司馬氏の晋と金氏の新羅国は、五行説の「金」を標榜した可能性がある。「金」に対応する色は「白」である。しかし、『五雜俎』巻二天部二「菊」には、「金は黄を正色とする」との見解が示されており、黄色を五行説の土と金のいずれとすべきかの解釈はなかなか難しい。『搜神記』巻十二「賁羊」では『王子』という書籍を引用して「木の精は遊光、金の精は清明」とある。)。仏典の『天尊説阿育王譬喻經』には、「昔有大長者財富無 窖穀千斛後出之不見穀 見一小兒可年三歲亦不知語 長者亦不知字名何物 舉門前大道邊 陌上行人有識者 舍東有一車來 乘鴛黃牛人著黃衣從人皆黃 過見小兒便言 穀賊何以坐此 是兒五穀之神 語長者持鍬 斧來 我語君一盆金處 適始行過者是金神 順陌西去得道南廻 行二百步 道西當有朽故樹 其下有盆有斛斛金 君往掘取可以還君穀直 長者即隨小兒教得此治家足成大富」とある。阿育王とはアショカ王を意味する。この『天尊説阿育王譬喻經』では小兒の姿をした五穀の神と黄牛にひかせた車に乗った金の神が登場し、これらの神によって長者が大いに富んだということを内容としている。五穀の神は秦族の神・宇迦之御魂神、少彦名神及び思金神を連想させ、かつ、金の神は火明神(天火明神)を連想させるもので、かつ、黄色は五行説の「土」に該当する。宇迦之御魂神は、保食神保食神、三狐神(ミケツカミ)、大宜都比売、有功之神等と同一神とされる。秦族は稲荷神社を氏神とし、三狐神との関連で狐の神ともされる。三狐神は「屯倉神」であり得る(古代の倉・蔵・庫については、直木孝次郎・小笠原好彦編『クラと古代王権』(ミネルヴァ書房、1991)が詳しい。)。稲荷

神社の総本社は、伏見稲荷大社(京都市伏見区深草藪之内町)であり、宇迦之御魂大神を主祭神として祀り、佐田彦大神(猿田彦神の別名)、大宮能売大神(天宇受賣命の別名・巫女)、田中大神(大己貴神の別名)及び四大神(五十猛命の別名)を配神として祀っている(稲荷神社と狐との関係等については、榎本直樹『正一位稲荷大明神』(岩田書院、1997)が詳しい)。『搜神記』巻十四に「扶餘王東明」には弓の名人東明の説話がある。海をわたるくだりは因幡の白兔と筋書が酷似している。秦族の祖・弓月君(融通王)との関係が疑われる。秦族は、本来仏教徒であり、それが神道の形式をとる場合に八幡神社、八坂神社、高皇産霊神社、稲荷神社等となると考えることもできる(矢田野エジリ古墳(石川県小松市)では合掌する仏僧のような人物埴輪が出土している)。結局、五穀の神と金の神により得られた富の明日香(阿育)への移転こそが『大宝律令』における租庸調の原型となっているのかもしれない。これら諸々の事柄全部が「羊太夫」というわずか3文字の名前(符号列)の中に織り込まれているのではなからうか。もっとも、金の羊(*Χρυσόμαλλο δέρας*)に関する伝説が古代ギリシアの時代からある。この神話がアレクサンドロスの東征や中国諸王朝とローマ帝国との交易等を通じて東方に伝播し、様々な宗教の影響を受けて変形されながら倭国にまで至ったものかもしれない。

- (25) 内山純蔵『縄文の考古学』(昭和堂、2007) 2~4頁では西日本には縄文遺跡が乏しいという事実が指摘されている。なお、イヌの遺伝子解析に関しては Druzhkova AS, Thalmann O, Trifonov VA, Leonard JA, Vorobieva NV, et al. (2013) Ancient DNA Analysis Affirms the Canid from Altai as a Primitive Dog. *PLoS ONE* 8(3): e57754 が、オオカミの遺伝子解析に関しては石黒直隆「絶滅した日本のオオカミの遺伝的系統」*日本獣医師会誌* 65 巻 3号 225~231頁 (2012) が、ニワトリの遺伝子解析に関しては LaDeana W. Hillier et al., Sequence and comparative analysis of the chicken genome provide unique perspectives on vertebrate evolution, *Nature* no.432, pp. 695-716 (2004) がある。
- (26) 高田大輔『東日本最大級の埴輪工房—生出塚埴輪窯』(新泉社、2010)、群馬県古墳時代研究会編『群馬県内出土の馬具・馬形埴輪』(群馬県古墳時代研究会、1996)、鳥根県教育委員会編『重要文化財平所遺跡埴輪窯跡出土品復元修理報告書』(1981)、石原敬彦・迫徳行・玉川一郎編『図説相馬・双葉の歴史』(郷土出版社、2000)、杉山晋作・井上裕一・山田俊輔・加藤一郎「武射 殿塚・姫塚古墳の人物埴輪群と馬形埴輪」*考古学ジャーナル* 617号 15~21頁
- (27) 中河原喬『磐井の乱と九州王朝—石人・石馬の語る世界』(同成社、1999) 113~205頁、水野正好「石馬・石人—九州・淀江・畿内を結ぶもの」*奈良大学紀要* 19号 63~72頁
- (28) 大塚初重『装飾古墳の世界をさぐる』(祥伝社、2014) 88~109頁、甲元眞之「船に乗る馬—装飾絵画の一考察」*文学部論叢* 61巻 163~185頁
- (29) 5~6世紀の遺跡から馬骨が多数出土している。岡田 賢「大阪府四条畷市葦屋北遺跡出土の馬骨とその性格について」*考古学ジャーナル* 658号 5~9頁、桃崎祐輔「九州地方の馬匹生産について」*同誌* 同号 10~14頁、野島 稔「讃良の馬飼い集落と馬の埋葬」*同誌* 同号 15~19頁が詳しい。讃良との地名は、倭王讃を連想させる。これら馬の存在は植物学との関係でも重要である。牧草となり得る様々な植物が馬と一緒に渡来した可能性がある。牧草となり得る植物にはイネ科やマメ科の植物が多く含まれると推定されるが、現在の植物学では、近代以降に西欧から渡来して帰化した植物を除き、大半が日本に古代から自生していた野生植物とされている。
- (30) 「倭人伝」の記述を正しいものと仮定すると、軍馬に用いた馬具・鎧・装飾品等の埋蔵

物の成立年代は、魏・晋の時代（西暦 250 年前後）より古くは遡らないことになる（騎馬民族征服説の立場で論ずるものとして、日根輝巳『遥かなり馬胄一楽浪郡から紀伊・大和への道』（アイベック、1987）がある。）。当時、中国大陸では相当広範囲で食用・農耕用の家畜や貴族階級のペットとして動物が飼育されていた。この点については、中共高台県委ほか編『高台魏晋墓与河西歴史文化研究』（甘肅教育出版社、2012）、山東省文物考古研究所・東平県文物管理所編『東平後屯漢代壁画墓』（文物出版社、2010）によって窺い知ることができる。高句麗における王侯貴族の狩猟については、耿鉄華・崔明主編『中国高句麗王城王陵及貴族墓葬』（吉林文史出版社、2008）が参考になる。日本国における伝統的な狩猟方法等については、早川孝太郎『猪・鹿・狸』（講談社学術文庫、1979）、川瀬善太郎『狩猟』（宝文館、1912）、同『志か』（大日本山林會、1923）、梶島孝雄『資料日本動物史』（八坂書房、2002）、遠藤公男『盛岡藩御狩り日記—江戸時代の野生動物誌』（講談社、1994）、花見薫『天皇の鷹匠』（草思社、2002）、秋吉正博『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版、2004）、宮内省式部職編『放鷹「新装版」』（吉川弘文館、2010）が参考になる。

- (31) 陸稲と水稲の別は不明である。プラント・オパールを用いた稲作開始時期推定研究成果として、外山秀一「プラント・オパールからみた稲作農耕の開始と土地条件の変化」第四紀研究 33 卷 4 号 317~329 頁があり、「自然交配によって出現した早生種が、弥生時代の比較的短期間のうちに東日本に拡大したとみられる」とのことである。なお、この関連では、藤尾慎一郎『弥生文化の新構築』（吉川弘文館、2013）、浜田晋介『弥生農耕集落の研究—南関東を中心に—』（雄山閣、2011）が参考になる。また、稲作の神については、藤原修『田の神・稲の神・年神』（岩田書院、1996）が参考になる。
- (32) 「紵麻」について、アサの類 (*Cannabis*) とする説とカラムシの類 (*Boehmeria*) とする説がある。山本郁夫「大麻文化科学考（その 1）」北陸大学紀要 14 号 1~15 頁、同「大麻文化科学考（その 2）」同誌 15 号 1~20 頁は、紵と麻を分けて読むべきであるとした上で、麻はアサ (*Cannabis sativa*) に該当するとの見解を示している。また、小林真生子・百原新・沖津進「千葉県沖ノ島遺跡から出土した縄文時代早期のアサ果実」植生史研究 16 卷 1 号 11~18 頁、工藤雄一郎・小林真生子・百原新「千葉県沖ノ島遺跡から出土した縄文時代早期のアサ果実の 14C 年代」植生史研究 17 卷 1 号 27~31 頁、山口博『大麻と古代日本の神々』（宝島社新書、2014）等によれば、日本各地の遺跡からアサの種子が発見されているとのことである。古代の機織技術に関しては、東村純子「輪状式原始機の研究」古代文化 60 号 1~21 頁が参考になる。なお、麻については、夏井高人「植物分類体系の変化が法制度に与える影響—大麻規制法令を中心とする考察—」法律論叢 84 卷 4・5 号 91~112 頁でも触れた。宮中祭祀である大嘗祭や神御衣祭等では麻が用いられる。
- (33) 生野菜を意味する。現在でも山菜として利用されている様々な植物と同じと解する。現代社会で野菜と認識されている大根、白菜等の園芸植物の大半は、『医心方』に定められ、遣唐使により導入された栽培植物だと推定される。仏教医学においても用いられた。仏教医学については、大日方大乘『仏教医学の研究』（風間書房、1965）、難波恒雄・小松かつ子『仏教医学の道を探る』（東方出版、2000）、李良松『佛陀医案』（学苑出版社、2014）、長谷川岳史・龍口明生・桂紹隆・長崎陽子・岡本健資「仏教と医療」佛教文化研究所紀要 48 集 85~111 頁、渡邊幸江「仏教と医学—「丹田」考—」駒澤大学仏教学部論集 42 号 97~113 頁、同『「摩訶止観」の十二病説について—中国医学から読み解く—』印度學佛教學研究 59 卷 1 号 481~477 頁、同『「摩訶止観」病患境に見る五行』同誌 60

- 巻1号527~522頁、同「『摩訶止観』病患境—「病」と「疾」—」同誌61巻1号499~494頁、多田伊織「『医心方』所引『僧深方』輯佚—東アジアに伝播した仏教医学の諸相」日本研究41集373~411頁、同「『外台秘要方』所引『僧深方』輯佚(一)—附、医籍五種(互照萃編)—」同誌45集237~270頁が参考になる。『医心方』にある薬品名については、丹波康頼(横佐知子全訳精解)『医心方卷一B薬名考』(筑摩書房、2012)がある。ヒンズー教における医学・薬学については、K.L. Bhishagranta (伊藤弥恵治・鈴木正夫訳)『アーユルヴェーダスルスタ大医典』(人間と歴史社、2005)がある。
- (34) 野生種のみを記録したのか否かについては不明。しかし、人間の生活と関連する有用植物となり得るものが多く含まれている。
- (35) 「柎」は「楠」と同じ字とされることから柎をクスノキ (*Cinnamomum camphora*) とし、「豫樟」をタブノキ (*Machilus thunbergii*) とする見解もある。また、多数説ではないけれども、柎をユズリハ (*Daphniphyllum macropodum*) と解する見解もある。その他論争が尽きない。これらの点については、岡本健一「邪馬台国論争」(講談社、1995) 64頁、岩谷行雄「邪馬台国讃歌—太安万侶への鎮魂歌」(文芸社、2002) 113頁が参考になる。船玉神社(大阪市住吉区住吉)の祭神である天鳥船命は、天磐櫛樟船とも呼ばれ、「櫛樟」の字がみえるが、一般にクスノキ製の船を指すと解されている。なお、クスノキは、主として亜熱帯~温帯南部に分布する常緑広葉樹であり、史前帰化植物と考えられている。薬用植物として珍重され、神社の御神木となっていることが珍しくない。なお、永治健太郎・北澤恭平・増田公明・村木 綏・宮原ひろ子・中村俊夫「紀元前4世紀、宮崎クスノキ材年輪中の放射性炭素濃度の測定」名古屋大学加速器質量分析計業績報告書18号105~111頁によれば、遅くとも紀元前400年ころにはクスノキが現在の宮崎県に存在していたことが判明している。タブノキは、主として温帯~亜熱帯の海浜に自生する常緑広葉樹で、神社に植栽されていることが多いことから、日本に自生する野生種ではなく、中国から渡来した帰化植物と思われる。ユズリハは、温帯南部に自生する常緑広葉樹で、朝鮮半島にもある。
- (36) ナラの類の落葉広葉樹を意味する。絹織物の原料となる繊維は、主にクワを食草とするカイコガ (*Bombyx mori*) の繭から得られるが、天蚕と呼ばれるヤマユガ (*Antheraea yamamai*) の繭からも得られ、一般に、天蚕のほうが上等であるとされている。ヤマユガは、コナラ、クスギ、クリ等の落葉広葉樹を食草としていることから、『三国志・魏志』「倭人伝」における杼、杼、杼等の記述が天蚕の飼育に用いることのできる樹木として着目していた可能性は否定できないのではないかと考える(これらの木本類が、燃料や各種用材としての有用性を有することを否定する趣旨ではない)。吉田明弘・鈴木三男「宮城県多賀城跡の高精度植生復元からみた古代の森林伐採と地形形成への影響」季刊地理学64巻4号155~172頁によれば、宮城県の多賀城付近では約6000年前からナラの自然林が広がっていたが、7~9世紀ころには入植と人口増加による伐採に起因して森林が減少し、二次林であるアカマツ林が増加したことが判明している。
- (37) 「柎」と同様、その同定については見解の対立があるが、一般的にはクスノキ (*Cinnamomum camphora*) を指すものと考えられている。クスノキと関連する神の名としては、『日本書紀』に「熊野櫛樟日命(クマノクスヒノミコト)」がある。『古事記』では「熊野久須毘命」とされる。「クマノクスヒメ(熊野薬姫)」とも読み得る。糸碓神社(広島県三原市糸崎)には、樹齢推定500年といわれる楠の古巨木がある。
- (38) 弓に用いることのできる弾力性のある樹木のことを指す可能性が高い。和弓は竹や木材を用いて製造されるが、古代から使われている植物としては、梓弓で知られるアズサ

(*Betula grossa*) とハゼノキ (*Toxicodendron succedaneum*) がある。朝鮮半島には、賽黒樺 (*Betula schmidtii*) は存在するが、アズサは存在しない。ハゼノキは、南方系の木本であり、朝鮮半島には存在しない。中国大陸北部にも存在しないので、古代中国人にはその名がわからず、「栎」と記録したのかもしれない。なお、一般的には、「栎」をボケ (*Chaenomeles speciosa*) またはクサボケ (*Chaenomeles japonica*) と解する見解が比較的多い。

- (39) クヌギの類を意味する。厳密な意味でのクヌギ (*Quercus acutissima*) は、現在では主に東方地方北部に分布する木本であり、北方系の植物である。西日本に邪馬台国が存在したと仮定する場合、厳密な意味でのクヌギである可能性は低く、クヌギに類する木本を想定する程度にとどまらざるを得ない。なお、中国東北部～朝鮮半島にはクヌギに類似する多数の種類の本木が自生している。
- (40) 種の同定は不可能である。ただ、邪馬台国において建築用材を得るために植栽が行われていた可能性を肯定すると、「投」がスギ (*Cryptomeria japonica*) であった可能性は否定できない。スギは、日本固有種であり、中国大陸及び朝鮮半島には存在しない。ヒノキ (*Chamaecyparis obtusa*) も日本と台湾だけに存在する。中国大陸には、スギ科の植物としてコウヨウザン (*Cunninghamia lanceolata*) がある。なお、野生のコナラ、ブナ、スギ、マツ等の花粉化石の分析による植生・遷移推定に関しては、守田益宗・神谷千穂・佐々木俊法・宮城豊彦・須貝俊彦・柳田 誠・古澤 明・藤原 治「岐阜県瑞浪市大湫盆地堆積物に記録された花粉化石群の変動—酸素同位体ステージ 9 以降の植生と気候の変遷—」季刊地理学 62 巻 195～210 頁が参考になる。
- (41) カシの類を意味する。種の同定は不可能であるが、シラカシ (*Quercus myrsinaefolia*)、アカガシ (*Quercus acuta*)、イチイガシ (*Quercus gilva*) 等が神社において御神木として保護されてきた事例が非常に多いことに鑑みると、これらの樹木のことを総称しているのではないかと推定される。シラカシ、アカガシ及びイチイガシは、亜熱帯～温帯南部に分布する南方系の常緑広葉樹である。いわゆる照葉樹林文化論は、このようなタイプの樹木を中心として構成されている。重松義則「日向古墳出土の木炭について」九州大学農学部学藝雑誌 13 巻 217～224 頁によれば、日向にある古墳から出土した木炭は 4～5 世紀ころにカシを用いて製造されたもので製鉄の際の燃料として使用されていたらしいということが判明している。アカガシを御神木とする神社として鹿嶋天足別神社（宮城県黒川郡富谷町大亀字和合田）があり、経津主命と武甕槌命を祭神としている。アカガシの北限は宮城県石巻市～気仙沼市付近とされる。イチイガシを御神木とする神社として木井神社（福岡県京都郡みやこ町犀川木井馬場宮ノ下）があり、安楽倉大明神を祭神としている。安楽倉大明神は、和邇吉師（王仁）の孫とされ、文宿禰及び武生宿禰の祖とされる。和邇吉師（王仁）は、当時最高の知識をもつ学者であり、応神天皇が荒田別（上毛野田道の父・豊城入彦命の孫で武蔵国上毛野国造彦狭島命の祖）と鹿我別（巫別と同一人物・崇神天皇五世孫で陸奥国浮田国造に任命された賀我別王）に命じて百濟から召し出したものという。崇神天皇の諡は「御間城入彦五十瓊殖天皇」であり、五十猛神と同一ではないかと思われる。丸山古墳（茨城県石岡市柿岡字丸山）は豊城入彦命の墓所とされ、古墳付近には佐志能神社があり、また、「庭に立つ麻手刈り干し布さらす 東女を忘れ給ふな」（万葉集巻四）との歌碑がある。
- (42) クワの類と解するのが一般的だが、仮にそうだとすると、ヤマグワ (*Morus australis*) を指すのではないかと思われる。なお、前掲「宮城県多賀城跡の高精度植生復元からみた古代の森林伐採と地形形成への影響」には、イネ、ソバ、マグワ、ヤマグワ、コウゾ、

ヒメコウゾ等が栽培されていたことについての論及がある。

- (43) イロハモミジ (*Acer palmatum*) のようなカエデの類を指すと解するのが一般的である。カエデの仲間には温帯性の落葉低木で、秋の気温が下がらないと紅葉または黄葉しないという特徴を有するものが多い。なお、『五雜俎』巻一〇物部二「楓」によれば、越(浙江省)の巫は楓の幹上の癭瘤をとって術を行ったらしい。前掲『中国医学の歴史(第2版)』39~42頁は、『管氏』と『左伝(春秋左氏伝)』を引用しながら、古代中国の医学・薬学における巫・巫医の重要性を指摘している。『管氏』の日本語訳としては、遠藤哲夫『新釈漢文大系42管子上』(明治書院、1989)、同『新釈漢文大系43管子中』(明治書院、1991)、同『新釈漢文大系52管子下』(明治書院、1991)がある。なお、医療としての巫術については、張崇晨『中国巫術(中国巫木)』(生活・讀書・新知三聯書店上海分店、1990)166~180頁が詳しい。
- (44) 『日本書紀』には「初五十猛神 天降之時 多將樹種而下 然不殖韓地、盡以持歸 遂始自筑紫 凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉 所以 稱五十猛命 爲有功之神 即紀伊國所坐大神是也」とあることから、素戔嗚尊の子である五十猛神を林業の神とする見解が多い。素戔嗚尊と五十猛神は、天竺(高天原)を出た後、新羅に寄ったが、この地を不適と判断し、海を越えて出雲に到達し、その後、西日本一帯で植林を推進した神とされている(ただし、素戔嗚神と五十猛神に仮託した別の伝承という可能性は否定されない)。すると、日本の森林の大半は、古代に渡来・植栽・育成された帰化植物の人工林であったことになる。五十猛神は、射楯神(イタテノカミ)とも呼ばれる。森林の樹木は、弓矢や盾等の原材料(軍事物資)として重要だったことを意味するのだろうと思われる(一瀬和夫「5世紀における古墳の年代—武器・武具の大量副葬・埋納を中心として」古代武器研究9号66~71頁、藤原哲「副葬品配列からみた武器の価値—軍事組織復元の可能性」総研大文化科学研究8号195~219頁、菅谷文則「中国晋の盾と前期古墳の盾について」古代武器研究8号52~54頁、青木あかね「古墳出土革盾の構造とその変遷」古文化談叢49集53~75頁が参考になる。)
- (45) タケとササを厳密に分けているようには思われぬ。野生種だけを記載したのか植栽も記載したのかについては不明。
- (46) 篠竹として総称されるササの類、すなわち、メダケ (*Pleioblastus simonii*) やアズマネザサ (*Pleioblastus chino*) 等を指すと解す見解が多いようである。篠竹は、汎用の資材であり、各種家具等のほか、楽器の篠笛の原材料としても用いられる。
- (47) 箒(やがら)は、矢の軸に用いる竹を意味すると解する。具体的にどの種が該当するかを明確に同定することはできないが、おそらく、ヤダケ (*Pseudosasa japonica*) ではないかと思われる(亜種・変種を含む)。ヤダケ(矢竹)の別名としてヤジノ(矢篠)がある。ヤダケは、古くから矢の軸として用いられてきたタケの一種で、中世には武家の屋敷等に植えられ戦に備えたとされる。日本国では古代からの武具にちなむ名をもつ植物が多数ある。例えば、オニノヤガラ (*Gastrodia elata*)、ヤノネグサ (*Persicaria muricata* (Syn. *Persicaria nipponensis*))、ミクリ(別名ヤガラ・*Sparganium erectum*) 等がある。これらの植物は、深山幽谷の植物ではなく、里山や田圃・湿地などに生育するものなので、武と農とが一体化している軍屯田による開拓の存在を推測させ得る史料の1つなのではないかと思う。
- (48) 不明であるが、竹の一種として記載されていることと篠及び箒との関係等から、カシロダケ(皮白竹または華白竹)、シロダケ(白竹)等を含むマダケ (*Phyllostachys bambusoides*) またはモウソウチク (*Phyllostachys heterocycla forma pubescens*) とその亜種・変種

等の大型のタケの類の総称と推定可能である。なお、類似名の植物としては、『証類本草』に「桃竹筍」があり、「味苦、有小毒。主六畜瘡中蛆、擣碎納之、蛆尽出、亦如鼠李。葉能殺蛆虫、南人謂之黃筍、灰汁煮可食、不爾載人喉、其竹叢生、丑殺非一。張鼎『食瘡』云慈竹、夏月逢雨、滴汁着地生、藤似鹿角、色白、取洗之和姜、醬食之、主一切赤白痢、極驗」とある。これを読む限り、マダケのような大型のタケを示しているように思われる（「支」を「筍」と解することになる。）。有用栽培植物の1つと言える。黄筍との別名は、日本の筍料理と同様、煮ると黄色くなるためと推測される。

- (49) 葉草などの有用植物だけを記載したのか野生種を含めて記載したのかは不明だが、おそらく前者と推定される。
- (50) タチバナ (*Citrus tachibana*) を指すと解するのが通説で、日本自生種とする見解が多い。しかし、古代の中国から渡来した帰化植物だと考えるほうが合理的である。この点については、夏井高人「美多加羅葉」らん・ゆり (東京山草会ラン・ユリ部会ニュース) 438号5~39頁で詳論した。
- (51) サンショウ (*Zanthoxylum piperitum*) を指すと解するのが一般的である。
- (52) 有用植物ではない野生植物として記録したとは到底考えられない。記録されている植物種の通常の用途からすると、薬味や薬草としての利用が普通なので、栽培種のみを記録した可能性が非常に高い。
- (53) ショウガ (*Zingiber officinale*) を指す。ショウガは、インド原産と推定される南方系の植物で、遅くとも後漢~魏晋南北朝の時代には中国大陸南部で栽培され、あるいは野生化して帰化植物になっていたと思われる。朝鮮半島には自生しない。なお、忽思慧『飲膳正要』にはショウガ(生姜)の説明として「神を清める」とあるから、古代においては神事や祭祀に用いられ、あるいは、古墳を邪気から保護するために植栽された可能性があると考えられる。現在の神社において用いられるサカキ (*Cleyera japonica*) やヒサカキ (*Eurya japonica*) と同じような社会的機能を有する植物であったのかもしれない。
- (54) ミョウガ (*Zingiber mioga*) は、現在でも薬味等として広く利用されている。東アジア原産の植物と推定されているが、日本では人里付近にしか存在しないため、野生植物ではなく、栽培植物として中国から持ち込まれた渡来植物が帰化したものと推定する見解が多い。ミョウガは、朝鮮半島にも存在する(帰化植物と推定される)。
- (55) 日本国において縄文時代~弥生時代早期とされる時代に穀類や豆類が人家周辺に存在した痕跡に関する考古学的研究成果としては、小畑弘己『東北アジア古民族植物学と縄文農耕』(同成社、2011)、芋類(ヤマノイモ、クズ、ワラビの根)の利用を推定するものとして山根直人『縄文時代の植物採集活動—野生根茎類食料化の民俗考古学的研究(増訂版)』(溪水社、2008)がある。遊修齡主編『中国農業通史—原始社会巻』(中国農業出版社、2008) 156~174頁では、粟の栽培について特に注目した記述がなされている。粟は「阿波」、「安房」及び「阿閉」に通ずるもので、伊弉諾神・伊弉冉神の神話とも何らかの関連を有するのではないかと推定される。同様に、黍は「吉備」に通ずるものがある。漢代以前の時代において、粟や黍を主食とする種族がまず渡来し、その後、稲作文化をもつ種族が渡来したと考えることが可能ではないかと思う。元は粟・黍文化圏であった阿波・吉備等の地域に対して、後代になって別の種族が出雲~丹波~播磨方面から進出し、征服による混血を重ねながら政治的・軍事的支配を確立したものと考えることもできる。
- (56) 『隋書』の「倭国伝」には「以小環挂鸕鷀項、令入水捕魚、日得百余頭」とあるから、隋の時代の倭国内では鵜飼漁法がなされていたことが推測される。また、『日本書紀』にも「梁を作って魚を取る者有り、天皇これを問ふ。対へて曰く、臣はこれ菴直擔の子と、

此れ即ち阿太の養鵜部の始祖なり」とある。鵜飼漁法が残る長良川周辺の地理・環境については、山野肆朗『長良川をたどる—美濃から奥美濃、さらに白川郷へ』（ウェッジ、2010）が参考になる。

- (57) 現在では普通の平地になっている地域でも古代には海底や干潟だったところが珍しくない。自然的な土砂の堆積や土地の隆起や海退等による陸地化のみならず、中世・近代以降の干拓、埋め立て、土地造成等により陸地化した地域がかなり広範囲に存在しており、現代の地形や物理的条件のみを前提に古代を推定することは極めて危険なことである。いわゆる邪馬台国論争の中で邪馬台国比定地とされるものの中には、そのような意味で物理的に成立し得ないものが散見される。
- (58) 日下雅義『地形からみた歴史—古代景観を復元する』（講談社学術文庫、2012）36～50 頁によれば、論者によって推定に程度の差はあるものの、古代の海水面が現在とは異なり何度も変化し続けているとされている。同書 188～261 頁にはその実証例が示されており、例えば、古代の大阪周辺は海水に没しており、入江（草香江）の一部を構成していた。私見では、邪馬台国の時代のころには、一般に推定されているよりもっと高い位置に海水面があった（現在よりも相当高い標高の位置に海岸線があった）と考える。このことは、全国各地に残る多数の貝塚遺跡等の現在の標高を丹念に調べることや、猿投神社（愛知県豊田市猿投町大城）所属『尾張太古図』等の古文書の精査によって証明可能である。また、社会環境や生産様式等の変化が主な居住場所の変化を生じさせ得ることは当然のことなので、いわゆる倭国大乱だけで高地性集落の形成の原因を説明するのは危険だと考える。この点については、若林邦彦『「倭国乱」と高地性集落—観音寺山遺跡』（新泉社、2013）、嶋 恵『新版古代の地形から『記紀』の謎を解く』（海山社、2013）が参考になる。
- (59) 天皇の所在地という意味での都が度々移動したことは『古事記』や『日本書紀』の記述からも考古学上の発見によっても明らかであるし、また、伊勢神宮の齋宮が移動したことも比較的良好に知られている事実である。古代の国（クニ）が物理的に同一の場所に所在し続けていたという保証は全くない。邪馬台国の所在地についての説を常に考慮でも、国（クニ）それ自身が地理的に異なる場所に移動し続けた可能性を常に考慮に入れる必要がある。このことは、神武天皇の東征伝承からも十分に推察できることである。加えて、大規模自然災害や戦乱のために集落が放棄される例も相当多数あったと推定されるだけでなく、成功した集落でも人口増加に伴う環境汚染に対処できなくなって放棄された例があるのではないかと推測され、飛鳥や奈良の都における環境汚染問題を指摘する論者は少なくない。
- (60) 桑・蚕と最も密接な関係を有する神社として蚕影神社（茨城県つくば市神郡）がある（神社は「丸に一つ柏」で非常に珍しい）。この地の景観は奈良の飛鳥周辺と非常に良く似ている。蚕影神社は、金色姫伝説と関係するとされる。上垣守国『養蚕秘録』（1802 年）上巻「天竺霖畏大王の事」の段には、天竺（舊中国）の霖畏大王・光契夫人の間の娘・金色姫が、大王の後妻に嫌われて殺されそうになり、苦難の末に常陸国筑波の豊浦の湊に漂着し、地元の夫婦に助けられたものの亡くなり、蚕の姿となったとある（『五雑俎』巻四地部二「天竺」では、天竺とは仏教国の意としている）。その夫婦は、その後、筑波の地で養蚕と絹織物を広めたのだという。金色姫の渡来譚にはかなり疑問がある。しかし、説話の骨格部分は養蚕渡来伝承であり、概括的には史実の一面を反映するものと思われる。ところが、常陸国には豊浦の湊に相当する地名が見当たらない。この豊浦の湊（秦）の比定に関して、一般的には、忌宮神社（山口県下関市長府宮の内）の所在地が豊浦宮（仲哀天皇による熊襲平定の際の行宮）であり、ここが養蚕渡来の地とされている。他方、佐

治 靖「養蚕神の幣束—福生市永昌院に伝わる蚕影山の幣束」自然と文化 63 号 42～45 頁によれば、蚕影山永昌院（東京都福生市福生）という寺院では、金色蚕影山幣束という「御幣」を配ってきたとのことである。神仏習合との関係もあるだろうが、元は筑波の蚕影神社とほぼ同じ起源を有する秦氏系の神社だったのではないと思われる。高句麗滅亡時、その遺民が武蔵國高麗郡（現在の東京都西部～埼玉県周辺）に移住し、高麗氏を名乗ったとされる。しかし、真実は、隋・唐帝国の成立に伴う倭国内での政変に起因して東海地方から移住した秦族の者を主体とする移住であり、何らかの政治的理由により高句麗遺民を自称・僭称したのではないと思われる。高麗氏の氏神である高麗神社（埼玉県日高市大字新堀）では、主祭神として高麗王若光を、配祭神として猿田彦命と武内宿禰命を祀っている。百済王神社（大阪府枚方市中宮西之町）では百済王神と進雄命（素戔鳴神の別名）を祭神として祀っている。神紋は「橘」。百済との関連では、武寧王の子孫とされる高野新笠姫ゆかりの平野神社（京都府京都市北区平野宮本町）の神紋は「山櫻」となっているが、朝鮮半島には、帰化種を含め、マンシュウアンズ (*Prunus mandshurica* var. *glabra*)、アンズ (*Prunus armeniaca* var. *ansu*)、モモ (*Prunus persica*)、ニワウメ (*Prunus japonica*) の分布はあるものの、サクラの類の自生はない。高野新笠姫は、元は「高野新羅姫」または「高野新羅姫」だった可能性がある。百済王族・善光の名は、高麗氏の祖・若光と似ている。真実は朝鮮半島に進出していた倭国大豪族の子孫であり、唐の侵攻に伴い朝鮮半島から日本国へと撤退したのではないとも考えられる。『日本書紀』巻第二十によれば、敏達天王元年夏 4 月、百済大井に宮を造ったとあるがその所在地は不明である。「百済王居」と仮定すると摂津国百済郡の可能性が高い（百済神社と百済寺の所在地を含むかなり広い範囲だったと推定される）。なお、高麗氏の由来については新井孝重「古代高麗氏の存在形態」日本歴史 749 号 1～16 頁が興味深い考察を提示している。百済王氏については大坪秀敏『百済王氏と古代日本』（雄山閣、2008）、田中史生『日本古代国家の民族支配と渡来人』（校倉書房、1997）が参考になる。

- (61) 秦氏は、別の部族が織り貢納していた絹織物を管理する財務官僚のような立場にあったとする見解がある（水谷千秋『謎の渡来人秦氏』（文春新書、2009）48 頁以下）。秦氏の存在を重視しない見解もある（田中史生『倭国と渡来人—交錯する「内」と「外」』（吉川弘文館、2005）144 頁）。その他、秦氏に関する研究書として、加藤謙吉『秦氏とその民—渡来氏族の実像』（白水社、2009）、中村修也『秦氏とカモ氏—平安京以前の京都』（臨川書店、1994）、大和岩男『秦氏の研究』（大和書院、1993）、藤原氏の起源に関し稲作を中心とする農耕種族及び穂高見尊や安曇氏との関連を示唆する見解として、同『続 秦氏の研究—日本の産業と信仰に深く関与した渡来集団の研究』（大和書房、2013）があり、参考になる。
- (62) 『古語拾遺』の「日神の岩窟幽居」には「長白羽神（伊勢の国の麻績が祖なり。今の俗に衣服の事を白羽と謂うは此の縁なり。）をして麻を植ゑて青和幣（古語に爾伎弓）と為さしめ、天日鷲神と津咋見神をして穀木を種殖ゑて白和幣（是は木綿なり。已上の二物は一夜に蕃茂れり。）を作らしめ、天羽植雄神（倭文の祖）をして文布を織らしめ、天棚機姫神をして神衣を織らしむ。所謂和衣（古語に爾伎多倍）なり」とある。「已上（御神）」の装飾表現は「大巳貴神」となり、意味的には蛇神または龍神となる。宋の羅泌（1131 年～1189 年）が編纂した『路史』「前紀四・蜀山氏」によれば、蜀国多仙山に養蚕の神である青衣神が住んでいたという。この蜀国多仙山とは、一般に、中国四川省・峨眉（海拔 3098m）の東方にある瓦屋山（海拔 2830m）を指すとされている。しかし、峨眉を「蛾繭」と同義と考えると、むしろ峨眉山こそが青衣神の住む仙境だった可能性が高い。ま

た、中国には古来「馬頭娘」という蚕神の信仰がある（中国の養蚕神信仰と日本の養蚕神信仰との関係については、李燕「蚕神説話に関する中日比較研究」駿河台論叢 31号 39～53頁が詳しい。古代中国農業神の概要については、前掲『捜神記』中にある関連説話のほか、夔保群『中国神譜』（天津人民出版社、2009）が参考になる。）。天日鷲神と津咋見神が植えた穀木は、綿の原料となる植物なので、アジアワタ (*Gossypium herbaceum*) の原種または品種と推定される。綿の原料となる繊維質の部分は果実の殻が割れて露出することから、「穀の木（からのき）」との意と解される。品種改良により木本から現行品種・1年生草本に変化した植物であるが、日本国渡来時には木本だったため、穀草ではなく穀木と表現されたものと推定される（明の時代に編纂された『五雜俎』巻十物部二「綿花」によれば、遅くとも元～明の時代には綿に木と草の2種のあることが知られていたらしい。）。天日鷲神の「日鷲」は「びじゅ」と読めるので、仏教（ヒンズー教）のビシュヌ神 (Vishnu) に由来するものであるとの仮説が成立可能と思われる。津咋見神は月読神を指すものと推定される。天日鷲神は忌部氏の祖神とされるが、『延喜式』にある忌部氏と羽鳥氏との対比で考えると、津咋見神は羽鳥氏の祖神であるとも考えられる。神麻績機殿神社（三重県松阪市井口中町）は麻績部の祖である天八坂彦命を祭神として祀り、また、神麻績機殿神社（三重県松阪市井口中町）は服部の祖である天御杵命と天八千々姫を祭神として祀っている。青和幣と白和幣にそれぞれ対応するものと推定される。

- (63) 厳密な同定は不可能だが、おそらく、中国において桑とされるマグワ (*Morus alba*) または日本国内において一般的に見られるヤママグワ (*Morus bombycis*) が該当するものと思われる。シマグワ (*Morus australis*) である可能性は否定されない。これらいずれの種についても、中国からの渡来種（帰化植物）である可能性は否定されない。
- (64) インド～パキスタン原産のアジアワタ (*Gossypium arboreum*) またはエジプト～中東周辺原産のレヴァントワタ (*Gossypium herbaceum*) のいずれかであろうと推定される。中国原産の植物ではなく、シルクロード経由で東方に伝わったものと考えられる。
- (65) 伊弉冉神が火之迦具土神（火産霊・迦具土神）を生んで火傷を負い、病に伏して排出した尿から和久産巢日神（稚産霊）が生まれ、その子が豊宇気毘売神（豊受気媛神）であり、穀物の神とされる。病に伏した伊弉冉神の大便からは波邇夜須須毘売神（埴山姫命）が生まれ、土の神すなわち耕作地や埴輪の神とされる。その後、伊弉冉神は、火傷が原因で亡くなる。これらの神話は、粟・黍耕作文化から稲耕作文化への歴史の変遷を示すものかもしれない。仮にそうだとした場合、伊弉冉神は古くからの土着豪族（または先に渡来した氏族）の娘または女王であり、伊弉諾神はそれと結婚した新たな渡来神である可能性が出てくる。他方、怒った伊弉諾神によって火之迦具土神（火産霊・迦具土神）は切り殺されてしまうのだが、その死体から流れる血の中から建御雷之男神（武甕槌神）、甕速日神、槌速日神等の神が生まれたとされる。これらの神は刀の神とされる。全体として、石器や青銅器を主体とする社会から鉄器を主体とする社会への歴史の変遷を示すものと言える。
- (66) 『日本三代実録』には、秦の始皇帝の子孫である功満王が渡来して蚕を奉獻したとある。なお、秦氏による養蚕渡来の地とされる忌宮神社には別宮として高良社があり、「地主大神・武内宿禰」を祀っている（武内宿禰には「高良玉垂命」との神名がある。「玉垂」を「繭玉」と推定すると、功満王と武内宿禰とが同一人物であった可能性が出てくる。高良玉垂命を主祭神として祀る神社として、筑後国一宮である高良大社（福岡県久留米市御井町）がある。『筑後国神名帳』によれば、高良玉垂命は正一位とある。「太玉」もまた「高良玉垂」と同義の可能性もある。）。豊浦宮の所在地では「塵輪」に扇動された熊襲との間で激戦があったとされ、その戦勝に由来する神事（数方庭祭）が現在まで続いている。

る。実際には、『隋書』にある周芳（周防・数方）での秦王国建設のための土地（庭）の割譲を拒んだ豪族との間での内戦（山口県周南市久米付近の古い地名に「太華」がある。同氏川曲には「矢櫃」という地名があり、弓矢等の武器庫が所在した可能性がある。）、または、土地割当や権力配分の争いに発端を有する同族内での内戦であったのかもしれない（麿坂皇子及び忍熊皇子の反乱の事跡と同一の出来事である可能性がある。麿坂皇子死去の地とされる「菟餓野」と平群木菟宿禰の「木菟」とは関係があり、菟道（宇治）のあたりを指すのではないかと推定される。）。「塵輪」は、石見神楽など古くから伝わる神楽の主要演目となっており、神楽が奉納される神社によっては「人倫」とも「人林」とも題される。功満王の渡来譚は、『日本書紀』にある弓月君渡来と同一の出来事である可能性が高い。塵輪との戦いで派遣されたという平群木菟宿禰及びびの戸田宿禰（平群真鳥）は、弓月君渡来を助けるために加羅に派遣されたという阿部高麿及び阿部助麿と同一の人物を示し、それを率いる物部胆咋（物部伊美岐）と武内宿禰とは同一人物または同一氏族ではないかと推定される（ただし、古い時代の出来事をより新しい時代の出来事として『日本書紀』を編纂した可能性がある。）。加えて、新井白石『読史余論』には、後醍醐天皇が建武元年（西暦 1334 年）に周防・安芸の 2 国を料国（天皇家のための公領）としたとある。これは、故なきことではないと考える。なお、物部胆咋（物部伊美岐）は、植林の神ともされる。「物部忌」が物部胆咋（物部伊美岐）の本来の名だったと仮定すると、忌部氏の祖でもあり得る。物部忌は、物部氏と忌部氏とが合体したような名になっているが、物部との部分は同一氏族の政治的・軍事的側面を示すものと考えられる。これは、草本と木本との区別が植物の組織構造上の相違に着眼した分類であるのに対し、草本・木本の区別とは関係なく、バラ科やラン科などの系統分類が可能であることと全く同じである。この場合、草本という名とバラ科という名を同じレベルで別の名として理解することは明らかに誤りである。名それ自体は符号の一種に過ぎない。この点については、夏井高人「青色花の薔薇が薔薇咲きの萇草か」法律論叢 86 巻 4・5 号 141～187 頁で詳論したとおりである。

- (67) 葉の神とされる少名毘古名神（少彦名神）は、女神または比丘尼（bhiksunī）であった可能性がある。少名毘古名神の「少名」の意味は不明だが、「沙弥（śrāmaṇeraka）」であった可能性は否定できない。すなわち、沙弥比丘尼（比丘尼に出家する前の女子の意）となる。沙弥は『今昔物語』の随処に登場するが、伝統的に男子のみを指すと解されてきた。これは、日本国では、蘇我氏滅亡のころ以降、尼僧に対する受戒が否定され続けたという歴史と関係があるものと推定される。古代中国の魏晋南北朝（特に南朝）では古代エジプト王の王冠に似た帽子をつけた菩薩像と貴婦人像が多数あることから尼僧が存在した可能性が高いことと比較してみると、非常に興味深い。あるいは、「少名」は、「毘盧遮那（vairocana）」の省略形である遮那を指すと解する余地もある。この場合には遮那比丘尼（仏である比丘尼の意）となる。思金神（八意思兼神）と同一神である可能性があり、検討に値する（『先代旧事本紀』には、天照大神の子である正哉吾勝勝速日天押穗耳尊が降臨するに際し「三十二人を令て並て防衛と為し、天降し伴へ奉らしむ。八意思兼神の兒、表春命は信乃阿智祝部等の祖、天下表命は武蔵秩父国造等の祖」とある。「正哉吾勝勝速日天押穗耳尊」は「まさに我こそはニギハヤヒに勝った天の忍の誉の尊」と読めるので、誉田天皇（応神天皇）のことだろうと思う（ニギハヤヒノミコト（天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊）は、『先代旧事本紀』では天火明命と同一神とされる。これは、『海部氏系図』と総称される『籠名神社祝部氏係圖』及び『籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏之本記』に書かれていることとの関連で非常に興味深い。天照國照彦は猿田彦

神と同一神という意味で、櫛玉は酒造の神を意味すると考える。櫛玉命神社（奈良県高市郡明日香村大字真弓字宮山）の元の名は、式内櫛玉命神社（飛鳥坐神社の裔神）だったらしい。なお、宝賀寿男・蒲池明宏『豊臣秀吉の系図学—近江、鉄、渡来人をめぐる』（桃山堂、2014）に興味深い示唆がある。豊受大神宮外宮（三重県伊勢市豊川町）の豊宇氣毘売神と奈具神社（京都府宮津市由良宮ノ上）の豊宇賀能賣命は、酒の神としても知られている。誉田天皇（応神天皇）の品陀和氣命や大鞆和氣命との別名は、和氣氏及び大伴部氏の祖であることを示すものとも考えられる。品陀の名は仏陀（Buddha）に由来するものかもしれない。祖別命（オチワケ）と天兒屋命を祭神とする若宮神社（滋賀県草津市岡本町）の境外社に若宮神社があり、八意思兼命を祭神とし、また、阿智神社（長野県下伊那郡阿智村）は天八意思兼命とその子である天表春命（武蔵国秩父国造の祖）を祭神としている。武蔵国秩父国造は大伴部氏嫡流とされる。小槻山君の氏神・小槻大社（滋賀県栗東市下戸山）は、於知別命（祖別命）を祭神として祀っている（小槻大社の神紋は「真向い兎」で極めて珍しいものなのだが、凶案の主体は桃果で、華夏であることを示すと考えられる。大阪府四條畷市にある南野米崎遺跡からは馬の臼歯骨と大量のモモ（*Prunus persica*）の種が発掘されているから、5世紀ころにはモモが植栽・栽培されていたと推定される。）。祖別命は、阿智氏と同一と思われ、阿智王（阿知使主・東漢氏の祖）の子孫ということになる（東漢氏の子孫の中には、蘇我馬子の命により崇峻天皇を暗殺した東漢駒がいる。）。思金神の名は、日本では吉祥天（摩訶室利）とされるヒンズー教のラクシュミー神（Laksmii）に由来するものではなかろうか。『日本書紀』巻第二十二には、推古天皇8年（西暦600年）、「難波吉士木蓮子を任那に遣す」とある。難波吉士木蓮子は、「吉士盤金」または「吉士金」とも呼ばれ、吉または吉士が姓で、木蓮子、盤金または金が名と解する余地があり、仮にそうであるとすれば、思金神と同一の者だと解され得る。中国語ではカササギを「喜鵲」と書くことがあるが、これは「きしゃく」または「きし」と読み得る。吉及び吉士もまた「きし」と読み得る。以上とは別に、少彦名神の「少名」を「微かな」という意味にとると、微妙比丘尼と読むべき余地が出てくる。微妙比丘尼は、『賢愚因縁経（賢愚経）』の中にある仏教説話の登場人物の一人で、『今昔物語』でも巻第二にある。この説話では、微妙比丘尼が川をわたるといふ部分と少名毘古名神（少彦名神）が海を渡るという部分が似ている以外、筋書としては余り似ていない。しかし、記紀の編纂者が誰か名を伏せるべき者の事跡を記録するにあたり（または、現実には史実が存在しないのに存在したものとして空想の事跡を捏造して記録するにあたり）、仏教説話に神の名を求めたというようなことは十分にあり得るのではないと思われる。聖武天皇筆として伝わる『賢愚経断簡（大聖武）』（国宝）は、『賢愚経』を書写したものである。『古事記』の編纂は和銅5年（西暦712年）であり、和銅7年（西暦714年）には聖武天皇（即位前の首皇子）が元服しているので、遅くともそのころには『賢愚因縁経』の存在が日本国でも知られていたと推定され、微妙比丘尼との名を少名毘古名神と変えて『古事記』の中に組み込むことは年代的に可能であった。このほか、『古事記』等に出現する神の名の多くが仏教（ヒンズー教）の神の名としても解釈可能である。例えば、火之迦具土神（火之夜藝速男神・加具土命）は、仏教では「毘首羯摩天・自在天王・工巧天」とされるヒンズー教のヴィシュヴァカルマン神（Vishvakarman）またはアグニ神（Aguni）であり得る。アグニ神（Agni）は、ゾロアスター教（拝火教）の火の神アタル（Atar）と同一神とされ、仏教では火天と呼ばれているが、この神は羊に乗っている神とされている（拝火教ではアタル神が雷神の側面をも有するとされるが、ヒンズー教ではインドラ神（Indra）が雷神に該当する。イン

ドラ神は像に乗る神とされ、仏教では帝釈天と呼ばれる。日本の多くの寺社に像の彫像がある。神社にあるものは、建御雷之男神（建御雷神・武甕槌・武甕雷男神・健甕槌命）と帝釈天とを同視するものかもしれない。神道の神と仏教（ヒンズー教）の神とを同一視し、神道の神を菩薩（ヒンズー教の神）の化身とみなす考え方は古くから本地垂迹説等にみられるところであるが、宗教学上の解釈とは全く別に、ヒンズー教の神の名と古代の天皇名等との関連性を考察する見解もある。例えば、長谷川修「私の古代史 6 応神天皇と火神アグニ」藝術新潮 24 卷 6 号 195～202 頁がある。）。神武天皇の子孫とされる阿蘇神社大宮司家の祖である健磐龍命に関して、『下野仮日記・下(三)』には「正一位神武天皇夫天照大神ヨリ五代也、神武天皇太子第二ノ太子神農第三ノ太子儻官ニテ御座ケル」、「夫阿蘇者天竺語漢土翻无酒狄者、則天照大神之六代子孫神武天皇第二之王子、忝モ十一面觀世音菩薩御反身、唐土東土并大宋國之大光王花亭ニテ御誕生、三身相應ノ御現身、忝モ肥陽州一宮座シ玉フ遊健磐龍命大明神ト顯座ス」とあるので、阿蘇氏の祖は古代に中国から渡来した仏教徒であると同時に、神武天皇とは「正一位を授与された大臣」を示すと考えることもできる（前掲飯沼賢司編『阿蘇下野史料集』76 頁）。「无酒狄」は不明だが、「無酒（无酒）」の字義から「阿修羅（Asura）の化身」であることを示すものかもしれない。阿修羅は、拜火教の最高神であるアフラマズダー（Ahura Mazdā）と同一神とされる。そのために、ヒンズー教では悪鬼であり常に帝釈天に逆らう破壊者だとされるが、仏教では仏陀の守護神としての側面がある。阿蘇と阿修羅とは音が似ている。藤原鎌足（中臣鎌足）・藤原不比等ゆかりの興福寺（奈良県奈良市登大路町）の阿修羅像（国宝）で広く知られる。十一面観音は、蘇我氏ゆかりの法隆寺金堂壁画（放火により焼損）や平等寺（奈良県桜井市三輪・元は三輪明神（大神神社・大神大物主神社）の神宮寺）十一面観音像で知られる。「大光王」は不明だが、おそらく宋代に『資治通鑑』を編纂した司馬光を連想させるための暗号の一種ではないかと推定される。一般に、『古事記』、『日本書紀』等の原資料（素材）も本来は阿蘇家の文書と同様の体裁のものだったと推定され、同様に、現存しない全国各地の『風土記』等もそのようなものだったために、神仏習合していることに不利益を感じる民族によって意図的に湮滅させられたものであろう。ちなみに、阿蘇と阿層とは字が異なるが、『釋日本紀』卷廿四和歌之第九卷六首「気長足姫尊」に、「阿層餓波瀼濃知波（阿層の原の地は）」とあり、その部分に「内朝臣也言武内宿禰也」との注釈がある。武内宿禰と息長宿禰とは同一人物・同一氏族（氏族を指す場合には襲名の一つ）と思われる。息長とは「息の長い（＝長く続く）」という意味の形容詞に過ぎず、固有名詞ではないと解する。帝釈天との関係では、滋賀県近江八幡市安土町桑実寺にある天台宗の寺院・叡山桑実寺（別名・桑峰薬師）がある。天智天皇の四女（母は蘇我倉山石田石川麻呂の子・蘇我姪娘）である阿閉皇女（阿部皇女・後の元明天皇）の病氣回復を機縁にして、藤原鎌足（中臣鎌足）の長男である定恵が創建したと伝えられる。同氏の御本尊である薬師如来の由来を示す『桑実寺縁起』（小松茂美編『続日本絵巻大成 13 桑実寺縁起・道成寺縁起』（中央公論社、1982）所収）には、皇女の病氣回復のための法会において 4 本の龍神竿から下げられた黄幡に囲まれて三巴紋と龍紋のある大太鼓と朱雀紋のある鐘の音に合わせ胡人風の舞楽を演ずる 2 名の若者の姿、琵琶湖の湖上に薬師如来が顕現し皇女が快癒する様子、薬師如来が帝釈天の化身である白水牛の上に乗って寺まで移動する姿、如来が降り立った地の仏足石を礼拝する人々の姿等が描かれているのだが、最後に、緑色の幡を掲げる神将を従える日光菩薩（日神・天照大神?）、月光菩薩（月神・月読神?）そして紅色の幡を掲げる神将を従える十二神将（星神・素戔鳴神?）が示されている（『源氏物語』第二十五帖「蛭」には、源氏が玉璧の疑

問に返す言葉として、「こちなくも聞こえ落としてけるかな。神代より世にあることを、記しおきけるななり。『日本紀』などは、ただかたそぼぞかし。これらにこそ道々しく詳しきことはあらめ」とある。日神と月神は、中国では鳥と兔という対比になっており、日本神話の八咫鳥(神武天皇)と白兔(因幡)との対比と似ている(『五雑俎』巻一天部一「日中の鳥・月中の兔」にその説話がある。なお、月と兔の組み合わせのある説話について、青木正児『中華名物考』(東洋文庫、1988)228~231頁は、『楚辭』と『淮南子』を引用しながら、非常に古い時代に仏教説話としてインドシナ半島經由で中国(楚)に伝来したのではないかとの見解を開陳している)。

- (68) 貞観22年(西暦648年)ころに唐の房玄齡らによって編纂された。全130巻。
- (69) 『魏志』と『晋書』における植物の記述に極端な精粗の差があることから、少彦名神とされている者が倭国に渡来したのは魏の時代だったと推定することが可能となる。『古事記』「大国主神」では、大穴牟遲神が出雲の御前の御前に坐していたとき、沖から少名毘古名神(少彦名神)が船でやってきて「神産巢日神の御子である」と述べたとある。その後、少彦名神が常世に去り、大国主神が途方にくれていると、光海依來之神がやってきて、「倭の青垣の東の山の上にいつき奉れ」と命じたとある。「光海壱岐の神」と解する余地がある。「海」が夜の海を意味するとすれば、それを照らすのは月であるので、壱岐の月読神(=壱岐県主の祖)ということになろう。月讀神社(長崎県壱岐市芦辺町国分東触)は、月夜見命を主祭神とするが、古くは「山の神」と呼ばれていたらしい。秦氏の氏神である大山咋神(松尾山の神)を祀る松尾大社(京都府京都市西京区嵐山宮町)の摂社に月読神社がある(松尾大社については、北条勝貴「松尾大社における市杵嶋姫命の鎮座について一主に秦氏の渡来と葛野坐月読神社・木嶋坐天照御魂神社の創祀に關連して」国立歴史民俗博物館研究報告72集41~80頁が詳しい)。『日本書紀』によれば、顕宗天皇の時に阿閉臣事代が受けた神託に基づいて葛野郡歌荒禰田の地(山背國葛野郡)に創建された神社であり(山背國葛野郡は、現在の京都府京都市右京区太秦付近と推定される。蛇塚古墳(京都府京都市右京区太秦面影町)が当初の月読神社所在地ではなかろうか)、壱岐県主の祖である押見宿禰が奉斎し、後に現在の地に移転された。阿閉氏(阿倍氏・安倍氏、阿部氏)は、『新唐書』「倭国伝」にある阿每氏と同一氏族と思われる。『日本書紀』卷第二十六の齊明天皇の事跡には蝦夷征伐が何度もある。『日本書紀』によれば、齊明天皇が蝦夷国に阿倍引田臣比羅夫を派遣して征伐させた月の前月、甘樫丘東方の河原に須弥山を造って蝦夷を饗応したとある。その後直ちに蝦夷国討伐が行われたことになっているから、饗応と称して蝦夷の首長を招待した上でのだまし討ちによる誅殺があった可能性を示唆している。これは、ヤマトタケルによる熊襲・渠師者に対する征伐譚と関連するものかもしれない。また、華夏の神仙思想の一構成要素である須弥山が関連しているところが非常に興味深い。なお、阿倍引田臣比羅夫の「羅」と「田」がいずれも国(クニ)を意味すると仮定すると、引田も比羅夫も同じとなることから、国土の拡張・拡大(国引き)を意味することになる。なお、疋田と引田と同じではないかと疑われ、奈良県奈良市疋田町にある三輪神社では大物主命を祭神として祀っている。大穴牟遲神の別名は葦原色許男命である。「色許(しこ)」は「ひこ(彦)」と読むことが可能なので、葦原色許男命は葦原彦男命であり得る。「色許男」の名をもつ神としては、他に伊弉賀色許男命(伊香色雄命・伊香我色男命)と内色許男命(鬱色雄命)があり、物部氏・穗積氏・蘇我氏等の祖とされる。猪名部神社(三重県員弁郡東員町北大社)は新羅からの渡来人とされる猪名部氏の氏神とされ、伊香我色男命を主祭神として祀っている(員弁氏の祖は春澄善繩卿(猪名部造))。為那都比古神社(大阪府箕面市石丸)の主祭神である為那都比古大神

と為那都比売大神は、猪名部氏の祖神とされる（『先代旧事本紀』では、猪名部氏の祖は天津赤星と天津赤占）。物部氏の一族であり筑波山神社及び蚕影神社を創建した筑波命と筑波国造である阿閉色命とは同一人物だと推定される。八幡塚古墳（茨城県つくば市沼田）は、阿閉色命の墓所とされるが、同古墳の前方部は蚕影神社の方向を指している。

- (70) 貞観 10 年（西暦 636 年）に唐の姚思廉が完成させた。全 50 巻。
- (71) 顕慶 4 年（西暦 659 年）ころに唐の李延寿が完成させた。全 80 巻。
- (72) カツラ (*Cercidiphyllum japonicum*) またはモクセイ (*Osmanthus fragrans*) を指すものと考えられる。カツラの場合、月神に対する信仰と関連するものである可能性がある。
- (73) 不明であるが、仮にスオウ（蘇木・蘇芳・蘇方・蘇枋）の類であるとすれば、ジャケツイバラ (*Caesalpinia decapetala var. japonica*) を指すものと推定することは可能である。日本にあるジャケツイバラは、薬草として中国から渡来し帰化したものである疑いがある。偶然の一致と考えられるが、植物のスオウ（蘇方）と地名の周防（周芳）とは同音である。
- (74) 『古事記』にある鹿屋野比売または野椎の神は、蛇だと解されている（『日本書紀』にある一書（第十の書）では草祖草野姫または野植とある。『神皇正統記』では「後に海山の神、木のをや、草のおやまで悉くうみましてけり」と抽象的な記述があるのみで、神の名の具体的記載はないが、「草のおや」が草祖草野姫または野植に相当すると解される。『古事記』にある「遠呂智（おろち）」は、『日本書紀』では「大蛇」と記されている。ただし、『搜神記』巻十九「大蛇を退治した話」は、「寄」という名の少女が主人公であることを除くと、大蛇退治に至る経緯や機略を用いて大蛇を殺す様子などが素戔嗚神による遠呂智退治と酷似している。中国の説話が『古事記』に挿入された可能性を否定できない（前掲廣畑輔雄『記紀神話の研究』379～384 頁）。この点はさて置き、アオダイショウ (*Elaphe climacophora*)、ヤマカガシ (*Rhabdophis tigrinus*)、ハブ (*Protobothrops flavoviridis*)、マムシ (*Gloydius blomhoffii*)、アマガサヘビ (*Bungarus multicinctus*) 等の蛇は、その頭部を持ち上げて外敵を威嚇したり獲物に狙いを定めたりすることがある。そして、蛇は、その頭部の形状が男根と類似することから、男性神を指すものとされる。すると、大蛇とは巨根をもつ男王または性欲すこぶる旺盛な男王を意味することともなり得る（『隋書』「倭国伝」には、西暦 600 年ころに倭王が隋の皇帝に使者を送った事跡に加え、倭王の後宮には 600～700 名の女性がいたと記されている。『隋書』「倭国伝」にある倭王の姓「阿毎」は「天」と、字（あざな）「多利思比孤」は（『新唐書』「東夷日本」に「用明亦曰目多利思比孤直隋開皇末始與中國通」とあるので）用明天皇の字（あざな）であり、（『古事記』の序に「於名帶字謂多羅斯」とあるので）「帶彦（大彦）」と、号「阿鞞羅彌」は（倭王の妻の号が「羅彌」で、「阿鞞」の部分以外が同一なので、「羅彌」を「きみ」と読み）「大君（男王）」または「阿閉君（阿閉王）」と、太子の名「利歌彌多弗利」は（『翰苑』に「王長子号和哥彌多弗利」、「華言太子」とあるので）「若君タフリ」すなわち「皇太子」の意と解し得る（渡辺三男『隋書倭国傳「利歌彌多弗利」考』駒澤大學學報 復刊 1 号 97～98 頁は「若御とほり」とする。実名・諡号とすれば舒明天皇（田村・息長足日広額）が一番近い。）。ところが、『日本書紀』上では隋に使者を送ったのは聖徳太子であるので、①聖徳太子は用明天皇の別名（またはその逆）であるか、または、②太子である田目皇子（長子）及び厩戸皇子（次子・聖徳太子）が天皇に代わって政務を執っていたと解する以外にない（他の皇子である可能性もある。）。『隋書』に兄弟の王が交代で政務を執っていたとあるのは、①このような事情を背景とするものか、または、②儀礼的な公務は太子が朝に行い、政治・軍事的課題については実質的に権力を握

る大臣が夕に政務を執行したということかもしれない(ただし、『十七条憲法』第十二条に「國非二君」とあることと矛盾する。なお、その後の大化改新との関係では、呉 哲男「日本書紀と春秋公羊伝」相模女子大学紀要 A 人文・社会系 69 巻 1~15 頁があり、『藤氏家伝』『大織冠伝』を引用しつつ古代の尊王攘夷説を論じている。公羊学については、濱久雄『公羊学の成立とその展開』(国書刊行会、1992)が詳しい。)。また、蘇我馬子は、司馬達等の娘である嶋らに命じて出家させ、善信尼という名の尼僧(比丘尼)としたとされる。尼僧らの帰趨については、『今昔物語』巻十一第一「聖徳大使、此朝にて、始めて仏法を弘めたる」にある。)。南方熊楠『十二支考』の「蛇に関する民俗と伝説」では、『梁書』にある大蛇について、鯨の潮吹きなどから連想された空想の動物であるとしている。『搜神記』巻七には「蝦鼠」なるものの説話があり、牛のような動物とされている。

- (75) 『古事記』「大国主神 根国訪問」では、大穴牟遲神(後の大国主神)が須佐之男命の娘・須勢理毘売を嫁として奪う場面で蛇と鼠が登場する。『善見毘婆沙律』巻第六には、「迦蘭陀者 是山鼠名」、「時毘舍離王將諸妓女入山遊戯 王時疲倦眠一樹下 妓女左右四散走戯」、「時樹下窟中有大毒蛇 聞王酒氣出欲螫王 樹上有鼠 從上來下鳴喚覺王」、「蛇即還縮 王覺已復眠 蛇又更出而欲螫王 復鳴喚下來覺王」、「王起已 見樹下窟中大毒蛇 即生驚怖 四顧求諸妓女又復不見」、「王自念言『我今復活 由鼠之恩』」とあり、王が鼠に助けられて大蛇の危険から逃れるというモチーフにおいて酷似している。毘舍離(Vaiśālī)は古代インド北部にあったヴァジジ国の首都で、仏教発展初期における中心地の1つとされる。

- (76) 魏などの三国~南北朝時代の国々は、いずれも鮮卑族を主体とする国家とされるが、最近の研究成果(前掲稲畑耕一郎監修『図説中国文明史 5 融合する文明』など)によれば、鮮卑族のみで構成される国家ではなく、西域諸国や更に西方の諸国との国際交流が頻繁になされていたという事実が判明している。鮮卑は「せんび」と呼ばれるのが普通だが、現在の中国語では「xiānbēi」と発音する。古代の発音は明確ではないものの、鮮卑族の子孫とされる錫伯族(旧満州八旗の1つ)の「錫伯」は「しほ(xībó)」と発音する(呉克堯『黒龍江錫伯族文化』(黒龍江教育出版社、2010)が参考になる。同書5頁には錫伯族固有姓の一覧があり、例えば、莫図里(Moturi)氏のように日本の羽鳥氏と似た氏姓がある(音は「祭」または「祀」の訓読みに似ている。)。同書7~9頁には錫伯族固有の発音例があり、例えば、「那」は「ナラ」と発音し、奈良と似ている。同書95頁には板状の盆を頭上で飾る婦人の図が示されており、日本の巫女輪軸等との関連性が疑われる。以上について、伊爾罕芝『錫伯語通論』(新疆人民出版社、2010)、阿蘇・盛 豊田・何 榮偉『錫伯族』(遼寧民族出版社、2012)が参考になる。この音は、司馬氏の「司馬(simǎ)」と非常によく似ているので、鮮卑の本来の発音は「シマ」または「シバ」に近いものだった可能性がある(同一部族内での方言的な発音の相違もあり得る。)。神の名としては、天錫女命(媛女君と同一神)の細女は「しま」と読み得る(天錫女命は稗田氏の祖とされる。稗田阿礼はその子孫。賣太神社(奈良県大和郡山市稗田町)は、稗田阿礼を主斎神とし、天錫女命と猿田彦命を副斎神として祀っている。)。百濟の王だったとされる武寧王の諱は「斯摩(しま)」である。日本国内の地名では、摂津(大阪府)の豊嶋、伊勢(三重県)の志摩、筑紫(福岡県)の志摩(嶋)等がある。神社名には大嶋神社奥津嶋神社(滋賀県近江八幡市北津田町)、嶋満神社(京都府舞鶴市宇泉源寺小字宮ノ奥)、志摩神社(和歌山県和歌山市中之島)等多数ある。粟嶋神社(鳥取県米子市彦名町)には八百比丘と人魚の伝承があり、彦名が元は比丘尼であったことを伝えていると考える。人名では、丹波国造海部直千嶋、宣化天皇の玄孫とされる多治比嶋(志麻・志摩)、欽明天皇の別名・志帰嶋天皇(斯帰斯麻天皇)、蘇我馬子の別名・嶋大臣等が

る。蘇我稲目の「稲目」は「すいめ」または「しま」と読み得る。齊明天皇の「斉明」、成務天皇の「成務」、舒明天皇の「舒明」も同様である。そして、蘇我馬子と草壁皇子ゆかりの嶋の宮があり、柿本人麻呂の歌「嶋宮 勾乃池之 放鳥 人目ル戀而 池尔不潜（鳥の宮 勾の池の 放ち鳥 人目に恋ひて 池に潜かず）」が万葉集に収められている。新井白石『読史余論』では、北条義時との関係で「わが国では、蘇我馬子が元舅（母方の伯父）として、用明天皇の弟穴穂部皇子と守屋大連を殺し、その後ついに崇峻天皇を殺害して以来は、このようなこともなく」と評しており、また、藤原広嗣の乱に関して「世間では守屋連（物部守屋）の乱をさして、いかにも天皇に対する臣下の叛乱であったかのように言い伝えているが、実は馬子大臣（蘇我馬子）との抗争に発した戦いであったのだから、一般の叛臣と同列には論じたいようだ」と評している（横井 清現代語訳『読史余論』（講談社文庫、2012）の現代語訳による。）。しかし、蘇我馬子こそが倭国の真の大王だったという見解もある。この説に従うと、天皇は、実在しなかったか名目的・象徴的な存在に過ぎなかったことになろう。『扶桑略記』第三によれば、推古元年、蘇我大臣馬子宿禰（嶋大臣）は、合戦を願い、飛鳥の地に法興寺を建立し、刹柱の日、馬子以下100名の者が全員百済服で臨んだという。馬子の百済服とは僧侶の袈裟であったかもしれない。「阿耨多羅三藐三菩提（anuttara-samyak-sa m bodhi）」との関連から、「くたら（百済）」とは「仏教徒の国」を意味すると解する。『扶桑略記』抄一の綏靖天皇の条に「母事代主神之女 五十鈴姫也」、「健駄羅國有王 名迦膩色迦」とある。健駄羅は、普通は「ガンダーラ」と読ませるが「くだら」とも読める。前掲足利健亮『地図から読む歴史』235～241頁では、「飛鳥（あすか）」の語源について、アショカ王（阿育王）または阿閼如来（Akṣobhya）だった可能性を示唆し、「百済（くだらく）」について、「補陀落・普陀落（ふだらく）」との推定を提示している。『古事記』では、綏靖天王の名は「神沼河耳命」である。以上とは別に、「柴（シバ）」については、原 泰根『シバとハナ―神霊の祭りごと―』（臨川書店、1994）122～151頁が参考になる。

- (77) 日本人の起源については諸説ある。稲作渡来以降の時代に関しては、中国大陸からの渡来人によって形成されたとの見解が有力になっている。発掘された日本の弥生人のDNAと当時の中国大陸（江南など）の人々のDNAとで一致する例が発見されている。なお、日本人の起源に関しては、大野 晋『日本語はいかにして成立したか』（中公文庫、2002）、萩原秀三郎『稲と鳥と太陽の道』（大修館書店、1996）、藤田友治『古代日本と神仙思想―三角縁神獣鏡と前方後円墳の謎を解く』（五月出版、2002）、大津 透・桜井英治・藤井 譲治・吉田 裕・李 成市編『岩波講座日本歴史第1巻 原始・古代1』（岩波書店、2013）25～62頁、鳥越憲三郎『古代朝鮮と倭人』（中公新書、1992）が参考になる。ただし、DNA解析を基盤とするミトコンドリア・エバ説（Mitochondrial Eve）によれば、全ての人類は共通の祖先から枝分かれしたとされるので、人種や民族の純粋性に関する議論の合理性は疑わしい（馬場悠男編「特集：古人類学・最新研究の動向」季刊考古学118号）。人種・民族の純粋性や優劣に関する主張は、現在の支配者・支配階級の正当性根拠維持のための詭弁であることが多い。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（日本国憲法14条）。
- (78) 動産としての植物の取引における善意取得については、夏井高人「ランと法律（その1）」らん・ゆり（東京山草会ラン・ユリ部会ニュース）421号8～16頁で詳論した。
- (79) 古典的な意義については、プラトン『ゴルギアス（Gorgias）』、アリストテレス『弁論術（Rhetoric）』、ケケロ『弁論家について（De oratore）』などがある。

- (80) 種の保存法に基づき指定されている絶滅危惧種の中には、古代の帰化種または栽培品の逸出品であり自生野生種ではないと推定される種が含まれ得る。また、日本国での指定に用いられる学名中には国際標準と一致しない例が多数存在し、国際的な法の適用とりわけワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) の履行という観点からは大きな問題を孕んでいる。なお、植物が成長し変化・変異する存在であり、種によって異なる生態を有することから生ずる法解釈学上の問題点については、夏井高人「鉢内で自然実生発芽した植物が国内希少野生植物種に該当する場合の法解釈」やまくさ 63 号 47~55 頁、同「ラン科植物の菌根形成に関する鳥取大学の特許出願」ラン・ネットワーク JAPAN 9 号 28~39 頁でも触れた。
- (81) Armin Duff, Nathan F. Lepora, Anna Mura, Tony J. Prescott, Paul F.H.J. Verschure (eds.), *Biometric and Biohybrid Systems*, Springer, 2014 が参考になる。
- (82) ロボット (ドローン) の法的問題点については、夏井高人「サイバー犯罪の研究 (四) —電子計算機詐欺に関する比較法的検討—」法律論叢 86 卷 1 号 61~110 頁、同「サイバー犯罪の研究 (五) —サイバーテロ及びサイバー戦に関する比較法的検討—」法律論叢 86 卷 2・3 号 85~134 頁で指摘した。なお、Ugo Pagallo, *The Law of Robots*, Springer, 2013 が参考になる。
- (83) 夏井高人監修『IT ビジネス入門—デジタルネットワーク社会の法と制度』(TAC 出版、2010) 486 頁以下では、マネジメントシステム概念・機能について、「サイバネティクス」の概念を基礎とする定義を試みた。
- (84) 植物の名がもつ情報財としての機能に関しては、夏井高人「本草特許」・中山信弘先生古稀記念編集委員会 (小泉直樹・田村善之) 編『中山信弘先生古稀記念論文集 (仮題)』(弘文堂、2015 刊行予定) 所収で述べた。ただし、同論文の頁数制限の関係で「石斛」の定義については別稿とせざるを得ず、夏井高人「中国古典文献にみえる石斛の産地」やまくさ 64 号 137~177 頁で詳論したほか、『大同類聚方』にある石斛薬方の解析として、雑誌らん・ゆり (東京山草会ラン・ユリ部会ニュース) 誌上で説論を連載中である。「大同のころには御寶とも名付給ひて」同誌 435 号 6~10 頁、「雑女加多薬」同誌 436 号 8~13 頁、「阿可利薬」同誌 437 号 4~20 頁、前掲「美多加羅薬」、前掲「比布利也未比 (日震病) の薬方 (上)」、前掲「比布利也未比 (日震病) の薬方 (中)」同誌 441 号 10~21 頁、「比布利也未比 (日震病) の薬方 (下)」同誌 444 号 22~33 頁が既刊となっている (2014 年 10 月 1 日現在未完)。また、密接な関連をする論説として、前掲「ランと法律 (その 1)」、前掲「ランと法律 (その 2)」同誌 422 号 8~23 頁、「ランと法律 (その 3)」同誌 423 号 12~23 頁、「ランと法律 (その 4)」同誌 425 号 4~9 頁、「セッコクのプライマリー交配品種 (その 1)」同誌 432 号 15~21 頁、「セッコクのプライマリー交配品種 (その 2)」同誌 434 号 8~13 頁、前掲「播磨風土記にみえる石灰の解釈」、前掲『松山本草』に収録されているラン科植物の図」同誌 442 号 8~14 頁、「貝原篤信 (益軒)『大和本草』の石斛」同誌 443 号 12~22 頁が既刊となっている。財産権としての情報財の概念それ自体に関しては、夏井高人「情報財—法概念としての意義」明治大学社会科学研究所紀要 52 卷 2 号 213~241 頁で論じた。
- (85) 本論文は、いわゆるビッグデータ (big data) の本来あるべき活用・解析を目的として、固定された符号 (情報財) としての文字情報の実践的解析または実証実験の成果の一部でもある。古代史に関するデータは、その解析・実験に際して用いた素材の一部である。ただし、一般に、このような解析手法には根源的・本質的・致命的な限界がある。その限界については、夏井高人『ネットワーク社会の文化と法』(日本評論社、1997) の結論部

分で述べた。要するに、「鏡」のようなものである。

- (86) 厳密には、民法上の債権と物権は、その法的性質の相違の有無にかかわらず、民事訴訟上の請求権（訴訟物）の発生原因のカタログに登録された請求原因（または、文脈の相違により攻撃防御方法）の一種に過ぎない点では全く同等である。一般的な定式としては、民法に規定する実体権の発生要件は、訴訟上の請求権存否判定処理のための理論（**computer program** または **inference engine** に相当）に投入されるべき引数（**parameter**）としての論理上の機能をもつ。抽象的な法律要件それ自体は仮引数に相当し、抽象的な法律要件に該当する具体的な事実（正確には、仮定的事実または証拠によって論証されるべき仮説としての事実）は実引数に相当する。訴訟上の請求権存否判定処理のための理論それ自体は極めて単純明快なものである。その理論は、様々な形式・様式で表現することが可能であり、無論、数式や論理式によって表現することが可能であるし、また、自然言語の文法に従い通常の語彙を用いた文として表現することも可能である。法学上一般的に採用されている符号及び方式に基づく文として表現された例としては、例えば、我妻榮『新訂民法總則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965）231～232頁に示されている。
- (87) 著作権法上の著作物に関しても、物体としての存在ではなく、物体の形状等の認知によって認識され脳内に主観として形成される観念形象が権利の客体であるとするのが通説的な理解である（加戸守行『著作権法逐条講義（6訂新版）』（著作権情報センター、2013）24頁）。
- (88) 明治時代～大正時代における文系出身の法学博士・法学教授・判事の大多数は、基礎物理学について疎かったと推定される。「天災は忘れた頃にやってくる」と述べたと伝えられている寺田寅彦（1878～1935）のような特別な例外的存在を除き、一般的には、現代における物理学と比較すると相当低いレベルにあったことは否定できない。そうした時代的背景等についても考慮に入れ、公平に評価しなければならない。
- (89) 立法政策の相違により、有体物と無体物の両方を含めて民法上の物とする法制を採用する国では、著作権法上の著作物または作品の概念についてもまた、無体物に限定されないという法解釈が成立し得ることになる。要するに、この種の議論の根底には、民法上の物の概念に関する見解の相違が存在する。
- (90) 厳密には、特定の物質における固体・液体・気体という状態の区別は、原子間引力の影響の強弱の相違によって生ずる現象面での相違に過ぎず、原子というレベルでは全て同じものを指している。原子間の距離が非常に近接しており結晶化している場合であっても原子核融合のようになっているわけではない。
- (91) このような理解は、一般に、合理的で常識的なものではあるが、問題がないわけではない。例えば、致死性の高い放射線（アルファ線、ガンマ線など）を放射する放射性物質の場合、物としての放射性物質と物ではない放射線とを分けて考え、行政規制を加えることは可能であり、現にそのような法制度となっている。しかし、線源である放射性物質と放射線とを完全に分別して支配・管理することは現実的なことではなく、一体として法適用の対象とすべき場合がしばしばあり得る。また、例えば、ある種の核融合実験でみられるように、物体ではない非常に強力な磁場によって抑制され散放しないように一定空間に閉じ込められているエネルギーやプラズマなどは、その構成要素の全てが有体物となるわけではないが、原理的には格納容器に収納された放射線物質（線源）と何ら変わらない物理現象がそこに同時存在していると考えることが可能である。このような例では、物体とエネルギー状態との識別をした上で適用されるべき法を考えることに合理的な意味がないどころか逆に弊害が生ずる場合さえあり得ると考える。電気窃盗罪が

加えられる前の時点において、大審院判例（大審院明治36年5月21日判決・刑録9輯874頁）が、電気のように管理可能なものも民法上の物に含まれるとの見解（管理可能性説）を示したことは、そのような発想の一種として評価することができるかもしれない。以上のような考えを前提とすると、民法上の物の定義は、「排他的に管理または支配することのできる空間または物理現象の状態をいう」と修正することが可能と考える。ただし、この場合、現行の民法86条2項をそのまま適用すると、物体ではないエネルギー状態であっても排他的に支配・管理可能な限り、民法上の動産として扱うことになる。なお、鳩山秀夫が有体物ではないものの一例としてあげている音響は、固体・液体・気体などの物体を媒体として運動エネルギーの一種である振動が伝播する現象を意味する。この運動エネルギーは、次第に減衰して消滅するし、固体・液体・気体のような物的媒体が存在しない真空状態やそのような物理媒体が極めて希薄な空間では発生し得ないので、その意味で、媒体となる物体と密接不離の関係にある。そして、音響は、信号化・符号化して記録し再生することが可能なので、その意味で管理可能な物理現象の一種として理解することが可能である（飯田一博『音響工学基礎論』（コロナ社、2012）参照）。このように考えると、特に合理的な説明なしに音響を有体物ではないと断定することは、不正確である。ただし、現在のところ、電気と同じような意味で財物の一種としてとらえる見解はないようである。同様のことは、熱についても言うことができる。赤外線が電波または光線の一種であって、物体ではない物理現象として理解すべきものであることについては異論がない（吉田駿『伝熱学の基礎』（オーム社、2013）参照）。しかし、熱もまた管理可能な物理現象であり、現に各種蓄熱装置が存在し利用されている。光もまた同じであり、光線光エネルギーを熱や電気に変換して管理することは可能である（円山重直『光エネルギー工学』（養賢堂、2004）参照）。このように、音響、熱及び光等が管理可能な対象であるがゆえに、これらの物理現象を構成要素とする特許、意匠、商標、著作物、営業秘密等が成立可能となる。もしこれらの物理現象が管理不可能であるとすれば、知的財産権（情報財）の対象として法的に保護することができない。ちなみに、匂いそれ自体は人間の知覚ないし感覚器の反応として理解すべきであろうが、匂いの原因となっている物理的要素は、何らかの化学物質であり、符号によって記述可能な有体物の一種であることは明白である。それゆえ、匂いを標識とする商標権が議論されることになる。実例としては、「The mark consists of a cherry scent（チェリーの香りからなる商標）」（米国：登録番号2463044・2001年6月26日・第4類（自動車用合成潤滑油））がある。

- (92) 厳密には、熱・光・電磁気だけではなく、質量もエネルギーに含めて考えるのが一般的になっていることから、物体（固体・液体・気体）だと一般に認識されている物理現象を質量という概念によって一元的に考えるとすれば、全てがエネルギーの範疇に含まれることになり、結局、物体（固体・液体・気体）とエネルギーとを明確に分けることはできない。
- (93) 人（自然人）が物体の一種であることは異論がない。しかし、人が民法上の物に含まれないという点についても異論がない。その理由とするところは、「人は権利主体であって、権利の客体ではない」という点で一致している。しかし、このような立論は、政治学的な観点からは、時代的制約に服する特殊・限定的なものだと評価せざるを得ない。一般に、基本的人権が確立されていない時代における君主制や封建制の下においては、民は、君主等の支配者が任意に使用・収益・処分することのできる対象であり、要するに物の一種であったと考えられてきた。民が権利主体ではなく権利の客体だった時代においては、一般に、「民に歴史はない」と言われる。君主等の支配者が所有する財物の一種であり人ではないので、歴史があるはずがないという趣旨なのだろうと思われる。フランス

革命（1789年）以降の自由主義・民主主義・平等主義の思想が普及した後の現代であっても、事実の問題としては、人が使用・収益・処分の対象とされることがある。人身売買がその典型例である。事実がそうであることを踏まえ、平成17年の刑法一部改正によって、人身売買罪（刑法226条の2）が加えられた。結局、観念や理念の問題としてではなく、事実の問題としては、物理的な支配関係がどのようなものであるかが全てを決することになる。その結果、未来社会において、人が支配者の権利の客体とされる社会が出現する可能性は皆無ではないということを銘記すべきである。日本国憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定している。この規定それ自体は当然のことを定めるものであるが、肝心なことは、「不断の努力」という判断・行動は、事実に対する正確な知覚と認識が先行することなしには決して発生し得ないということである。

- (94) この思想は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）、動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）、農業用動産抵当登記令（平成17年政令第25号）の制定という近時の立法動向にも反映されていると考える。法解釈論上の議論とは無関係に、集合的な財産権の一括処理のための社会的需要が高まれば、そのための法制度が必要となる。
- (95) 楊一凡主編『中国法制史考証・甲編第一巻・歴代法制考・夏商周法制考』（中国社会科学出版社、2003）、天野元之助『周の封建制と井田制』大阪市立大学大学院文学研究科紀要7巻8号836～846頁、山田統『周代封建制度と血族聚團制』社会経済史17巻2号135～169頁などが参考になる。
- (96) 立場により様々な理解があり得る。例えば、丸山雍成『封建制下の社会と交通』（吉川弘文館、2001）、下村效『日本中世の法と経済』（続群書類従完成会、1998）、義江彰夫『鎌倉幕府守護職成立史の研究』（吉川弘文館、2009）、義江彰夫『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』（東京大学出版会、1978）、野村兼太郎『徳川封建制度の特質』三田学会雑誌39巻6号377～400頁、諸田實『ヴェーバー社会学からみた日本の封建制—西ドイツにおける日本研究の一例』商経論叢21巻2号79～94頁などが参考になる。
- (97) マックス・ウェーバー（世良晃志郎訳）『古ゲルマンの社会組織』（創文社、1969）、マルク・ブロック（堀米庸三訳）『封建社会』（岩波書店、1995）、世良晃志郎『封建制社会の法的構造』（創文社、2003）、櫻井利夫『ドイツ封建社会の構造』（創文社、2008）、田中政男『ノルマン王朝期のイギリス封建体制』明治大学教養論集334号1～20頁、黒木三郎『イギリス封建制の法的性格—英国不動産法研究序説』法政研究18巻4号60～90頁、同『イギリス封建制の法的性格（二）—英国不動産法研究序説』同19巻1号20～46頁、同『イギリス封建制の法的性格（三）—英国不動産法研究序説』同21巻1号45～70頁、徳井淑子『マルジノーの服飾—12・13世紀フランス文学にみるその象徴』放送大学研究年報2号85～103頁などが参考になる。
- (98) 林甘泉主編『中国封建土地制度史』（中国社会科学出版社、1990）、曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』（吉川弘文館、1963）、江建俊『魏晋神超形越的文化底蘊』（新文豊出版公司、2013）、李俊芳『晋朝法制研究』（人民出版社、2012）、岸本美緒『土地を売ること、人を売ること—比較の視座から見た所有権』日本中東学会年報19-1号3～26頁などが参考になる。
- (99) 桜井英治『岩波講座日本歴史第6巻・中世1』（岩波書店、2013）、今谷明『封建制の文明史観』（PHP新書、2008）、朝河貫一（矢吹晋編訳）『朝河貫一比較封建制論集』（柏書房、2007）、世良晃志郎『歴史学方法論の諸問題』（木鐸社、1973）、石尾芳久『法の歴史

と封建制論争』(三一書房、1989)、堀米庸三「封建制再評価への試論—近代化論の再検討」展望 87 号 16~49 頁、吉尾博和「シュンペーターの経済社会学と封建制度の進化」千葉大学人文社会科学研究所 23 号 229~243 頁などが参考になる。

- (100) 君主や貴族階級は、人民を支配することが仕事であるので、人民が存在しないところには君主も貴族も成立しない。自ら手に汗して働く者は、既に君主でも貴族階級でもない。しかしながら、遠くから支配し収益を享受するだけの者が必然的に自らを滅亡へと導いてしまうことは世界共通の現象である。統治者による軍事的支配権や警察権の行使の実質が失われ、名目的な支配に満足し、名目と現実を区別できないになれば、当然のことながら国は乱れる。ただ、敗者に歴史はなく、美化され粉飾された勝者の歴史のみが残されるのが古今東西の通例であるため、真の史実を認識し難いことは事実である。法規範それ自体を法情報としてとらえる場合においても、このことを忘れることは許されない。法規範は、数学上の公理や定理等とは異なり、常に価値判断の結果として認識され得るものであり、その価値判断は、歴史認識を基盤とする政治学的・社会的な信念や世界観等によって左右される。それゆえ、いわゆる法源論を含め、法情報としての法規範を認識するための思索においては、自己の判断基準に対する相当明確な自覚に基づく批判的検証が求められる。とりわけ立法事実を示す史料に関しては、美化や潤色が常に伴うことに留意すべきである。
- (101) 無人の土地についても領土権は成立するが、その場合に権力を行使できるということの意味は、他国から物理的空間に対する侵害行為があった場合にそれを排除し、その侵害による損害の弁償を求めることができるということに尽きるから、結局、侵害者が存在しなければ権力の行使対象も存在し得ない(いわゆる「独裁者のパラドックス」も同旨)。このことは、例えば、地球人類が滅亡の日を迎え、最後の 1 人以外の者が全て死に絶えてしまった状態を想定すると明らかである。行使の対象となる人間が存在しなければ権力も成立せず、権力を観念しても全く空虚である。全ての場合において、領土問題は、ある空間の支配をめぐるものではあっても、人間対人間の問題である。領土紛争は、紛争当事者双方が人間的要素というものを正しく認識・理解し、それを正確に解析し、合理的な解決策を見出そうと努力するのではない限り、決して解消することがない。
- (102) 一般的な用語例を前提に構成し直してみると、①「土地・艸(草)・民」を一体として集合的な財産権とみなし、それを使用・収益・処分する権利主体が 1 人だけの場合には、神制または王制または独裁制となる。②権利主体が複数だが少数の特別な者に限られる場合には、貴族制または封建制または寡頭制または封建制となる。これに対し、③「土地・艸(草)・民」を一体として集合的な財産権とみなし、それを使用・収益・処分する使用・収益・処分の対象が原則として土地・艸(草)のみであり、かつ、民の大部分またはその全部が原則として誰でも権利主体となり得る場合には、少なくとも観念的には共和制となる。ただし、これらいずれの場合においても、現行民法で規定するような所有権という物権の存在は必要な要件とはならない。所有権の概念それ自体は、歴史的・文化的な偶然の所産であり、所有権の概念なしで国の政治・経済秩序を構築することは可能である。農業を主体とする国家体制は、このようにしてまとめ直すことが可能である。ただし、以上は、あくまでも理念型(Idealtypus)の一種であるので、具体的な現象形態としては複合的なものや不完全なものなどが成立し得る。
- (103) 前掲「情報財—法概念としての意義」231~237 頁
- (104) 本論文は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(平成 23 年~平成 27 年度)による研究成果の一部である。